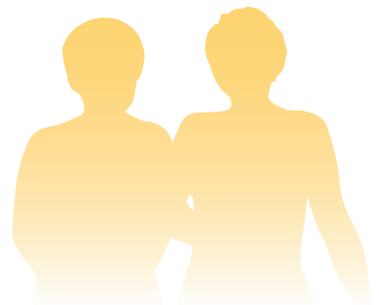




男女共同参画KOTOプラン2021

(第7次江東区男女共同参画行動計画)

KOTO CITY



はじめに



江東区では、平成16年3月に「江東区男女共同参画条例」を制定しました。制定以降、男女にかかわらず一人ひとりが、互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮していく男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを着実に進めてまいりました。

このたび策定しました「男女共同参画KOTOプラン2021（第7次江東区男女共同参画行動計画）」は、社会情勢や江東区の現状を反映し、今後の計画を着実に推進していく基盤となるものです。計画には、LGBT等を含むセクシュアリティに関する意識啓発などの今日的な課題を盛り込み、本計画の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画としても位置づけています。

また、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、大規模災害の発生や感染症の流行のような非常時においても、社会的に弱い立場にある者に負担が集中し、ジェンダーやセクシュアリティに起因する様々な困難が深刻化しないような配慮がより一層必要であることを提唱しています。

この行動計画の推進にあたっては、行政だけでなく、区民、事業者、関係団体、関係機関の皆さまと連携・協働して積極的に取り組むことが何よりも重要です。多様性を認め合い、安心して暮らせる社会の実現のため、皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただき、答申をまとめていただきました男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、計画素案に関するパブリックコメントにおいて、貴重なご意見をお寄せいただきました区民の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

江東区長
山崎孝明

《 目 次 》

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の性格.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の基本理念.....	5
5 計画の目標.....	6
6 計画の体系.....	8
第2章 計画の背景.....	11
1 江東区を取り巻く動き.....	13
(1) 世界の動き.....	13
(2) 国の動き.....	13
(3) 東京都の動き.....	15
(4) 江東区の動き.....	16
2 江東区の状況.....	17
(1) 人口の状況.....	17
(2) 世帯数の状況.....	19
(3) 就労の状況.....	21
(4) 政策等への女性の参画状況.....	23
3 第6次行動計画の総括.....	25
第3章 計画の内容.....	29
目標Ⅰ 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります.....	31
課題1 男女共同参画の意識づくり.....	31
課題2 男女平等教育の推進.....	34
課題3 多様性の尊重と、生涯を通じた心とからだの健康支援.....	38
目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します.....	42
課題4 個人や家庭に向けた支援.....	42
課題5 働く場における男女共同参画の推進.....	49
目標Ⅲ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します.....	55
課題6 地域における男女共同参画の推進.....	55
課題7 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進.....	59
目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します.....	62
課題8 DVの防止と被害者の支援.....	62

課題 9 性暴力、ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援	69
目標 V 行動計画を積極的に推進します	73
課題 10 推進体制の充実	73
事業一覧	79
資料編	95
1 計画策定の経過	97
2 江東区男女共同参画審議会	99
(1) 江東区男女共同参画審議会運営要領	99
(2) 江東区男女共同参画審議会委員名簿（第 9 期）	100
3 男女共同参画のあゆみ	101
4 関連法や条例等	106
(1) 江東区男女共同参画条例	106
(2) 男女共同参画社会基本法	109
(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	113
(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	122
5 用語解説	131

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

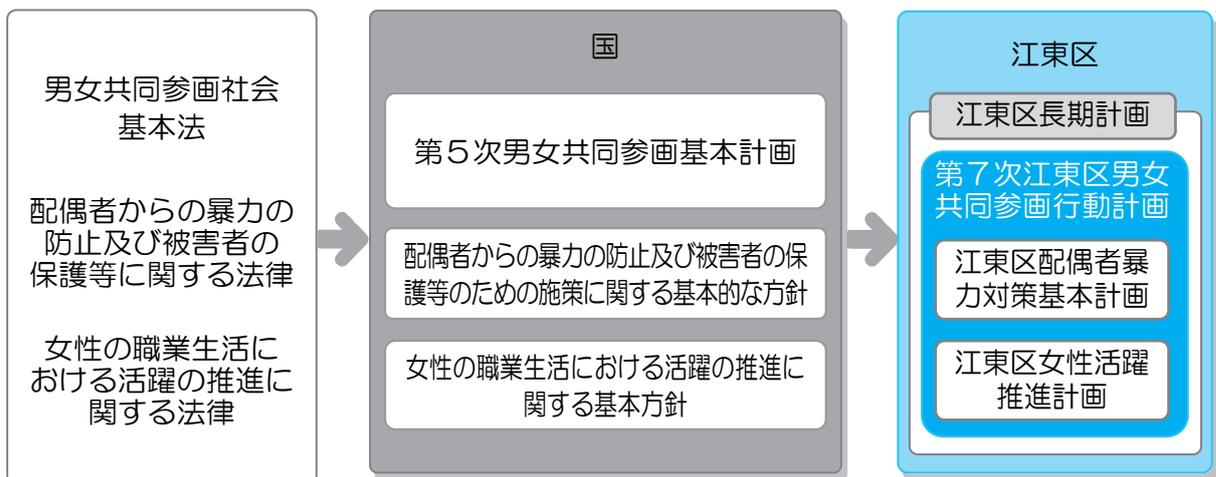
本区では、男女共同参画社会の実現を重要施策の一つと位置づけ、平成16(2004)年3月に「江東区男女共同参画条例」を制定し、平成28(2016)年3月には第6次男女共同参画行動計画(※以下「第6次行動計画」)として「男女共同参画KOTOプラン-改定版-」(平成28(2016)～32(2020)年度)を策定し、男女共同参画の推進に取り組んでいるところです。

本計画は、第6次行動計画の期間が満了となることから、計画の進捗状況や意識実態調査結果、江東区長期計画の展望や男女共同参画審議会における審議等に基づき、本区における諸課題に的確に対応し、関係する新しい法制度や社会状況の変化に沿った施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、「江東区長期計画」の分野別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「江東区男女共同参画条例」第8条に規定する行動計画です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定する基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定する推進計画を包含しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、具体的な行動期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間で想定します。

また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
男女共同参画 KOTO プラン2021 (第7次江東区男女共同参画行動計画)									
策定				見直し	男女共同参画 KOTO プラン2021 (改定版) (第8次江東区男女共同参画行動計画) 予定				

4 計画の基本理念

本計画の基本理念は、次の通りとします。

多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す

一人ひとりがお互いに、性別、年齢、国籍、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、その人の個性が尊重され、すべての人が自分らしく、平等に安心して暮らすことができる社会の実現を図ります。

男女共同参画社会の実現を目指す本計画においては、社会の大多数を占める男女の性別にかかわる固定観念や偏見、不平等が存在することから、その解消に向けた施策が主体になりますが、本計画の基本理念「多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す」をすべての区民が共有し、実現を目指していくためには、性別にかかわる固定観念にとらわれがちな傾向への注意を促すこととともに、男女の性別にかかわる基本的な認識の中にLGBT等の存在を常に意識して、この計画の体系のあらゆる場面において考慮していくことが必要です。

また、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、すべての人の生活を脅かすと同時に、女性がより職を失いやすい状況や家庭内暴力の増加や深刻化など、社会的に弱い立場にある者により深刻な影響をもたらし、平常時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題を一層顕在化させました。この経験を踏まえ、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、大規模災害の発生や感染症の流行のような非常時においても、社会的に弱い立場にある者に負担が集中したり、ジェンダーやセクシュアリティに起因する様々な困難が深刻化しないような配慮がより一層必要です。

多様な性自認及び性的指向の人々の表現について

今日、多様な性自認及び性的指向の人々については、「性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）」や「LGBT」で表現することが一般的です。その他の表現としては、「SOGI（ソジ・ソギ）」や「LGBTQ」、「LGBTQIA」、「LGBTs」、「LGBT+」など多くの表現があります。

「性的マイノリティ」については、「マイノリティ（少数者）」という表現が、差別的と捉える考え方もあります。「LGBT」については、多様な性自認及び性的指向の代表的な4つのセクシュアリティの頭文字で表現されています。

「LGBT」だけでこれらのカテゴリーに限定しない多様な性自認及び性的指向のあり方を表しているとの解釈もありますが、本計画においては、多様性をより明確にするため「等」を加え「LGBT等」と表現することとします。

5 計画の目標

本計画の目標は、江東区長期計画における基本的な取り組み「多様性を認め合う（ダイバーシティ）社会の実現」に向けた4つの取り組み方針を発展させた次の5つとします。

目標Ⅰ 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります

性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、固定的な役割分担意識の解消、男女平等教育を推進するとともに、多様性に対する区民の理解を促進します。また、生涯にわたる心身の健康づくりを支援します。

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します

一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現するため、性別にかかわらず、家庭や地域での役割を担うとともに、誰もが働く場において能力を発揮できる社会の実現と、働きやすい職場づくりを進めます。

目標Ⅲ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

多様な年代の誰もがさらに地域活動に参画しやすくなるとともに、多様な視点で政策・方針決定過程に参画しやすい環境を整えていきます。

目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します

暴力を許さない地域づくりを進め、DVを防止するとともに、相談から自立支援まで一貫した被害者支援に取り組みます。また、性暴力やハラスメント、虐待などの防止に向け、情報提供や意識啓発を図ります。

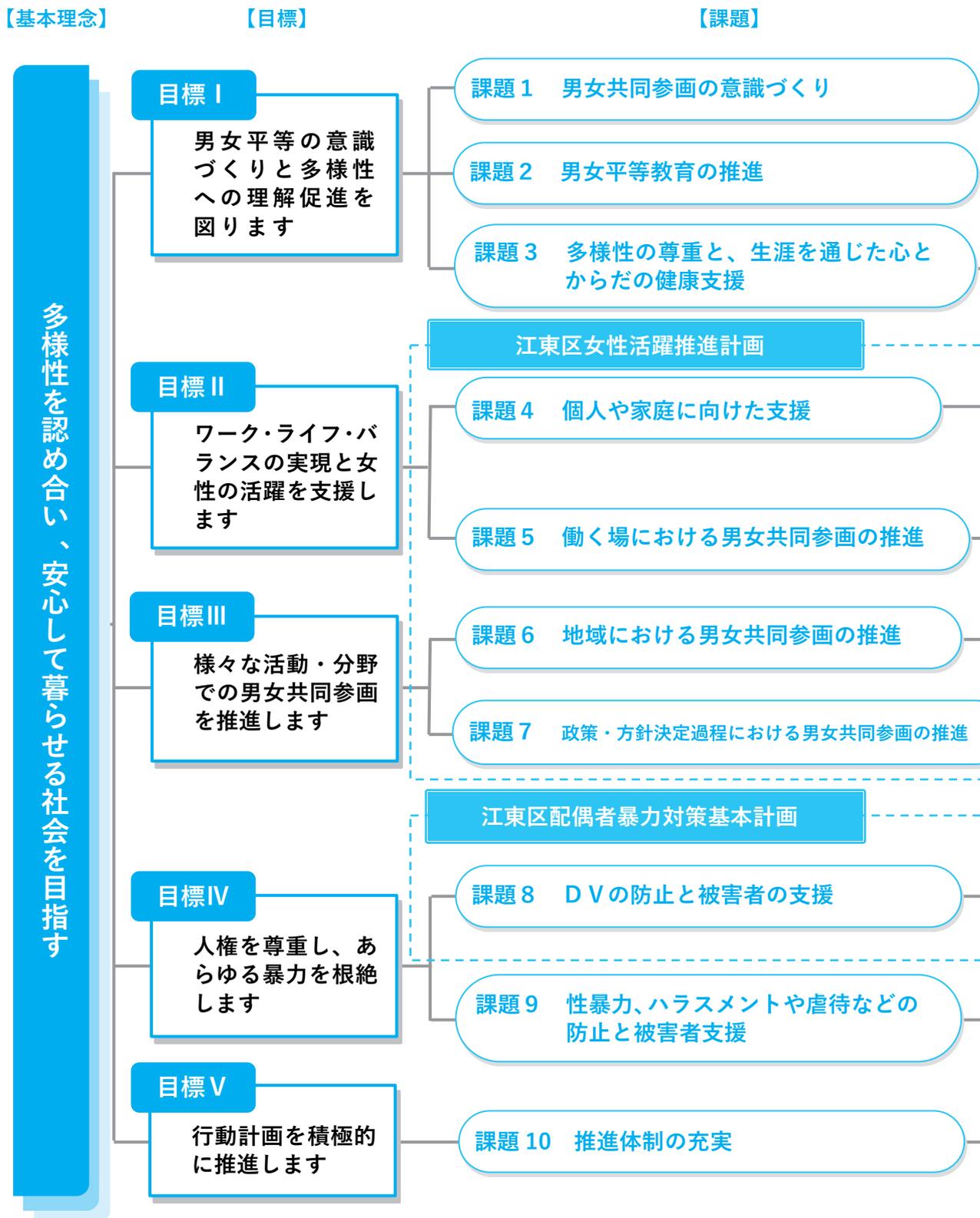
目標Ⅴ 行動計画を積極的に推進します

男女共同参画社会の実現を推進するための拠点として、江東区男女共同参画推進センターを充実するとともに、区がモデル事業所となり、区民の参画を得ながら、男女共同参画を着実に推進していきます。

■評価指標及び目標値

評価指標		現状値 (令和元(2019)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
目標Ⅰ	男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります		
	男女が平等だと思う区民の割合	14.4%	40%
	学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	45.9%	70%
	多様性を認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちであると思う区民の割合	46.3%	80%
目標Ⅱ	ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します		
	仕事と生活の調和がとれた生き方を実現することができていると答えた区民の割合	53.4%	80%
	職場における男女差別がない割合	53.7%	80%
目標Ⅲ	様々な活動・分野での男女共同参画を推進します		
	地域社会で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	29.3%	50%
	区の審議会等への女性の参画率	30.0%	40%
目標Ⅳ	人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します		
	DV相談窓口を知っている区民の割合	28.3%	70%
	ハラスメントをこの1年間に受けた経験のない人の割合	68.0%	90%
目標Ⅴ	行動計画を積極的に推進します		
	男女共同参画推進センターの認知度	27.7%	50%
	区の管理職における女性の割合	15.2%	30%

6 計画の体系



【施策】

施策1 男女共同参画の意識啓発の推進

施策2 家庭における男女平等教育の推進
施策3 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

施策4 セクシュアリティについての理解の促進
施策5 心とからだの健康支援

施策6 家庭における男女共同参画の推進
施策7 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
施策8 子育て支援の充実
施策9 介護者支援の充実

施策10 職場の男女共同参画に関する情報の提供
施策11 継続的な就業の促進
施策12 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

施策13 地域活動における男女共同参画の推進
施策14 男女共同参画の視点にたった地域づくりの推進

施策15 区の審議会等への女性の参画推進

施策16 暴力を許さない地域づくり
施策17 相談窓口の充実と安全の確保
施策18 自立に向けた支援
施策19 人材の育成
施策20 関係機関との連携

施策21 性暴力、ハラスメントなどの防止と被害者支援
施策22 虐待の早期発見・救済

施策23 男女共同参画推進センターの充実
施策24 庁内における男女共同参画の推進
施策25 区民参画及び庁内推進体制の充実

第7次計画から取り組み内容の「第3章計画の内容」に新たに追加した主な事業は、新規と表示しています。

第2章 計画の背景

1 江東区を取り巻く動き

(1) 世界の動き

① 男女平等の実現に向けた国際的な機運の高まり

世界では、国際連合が提唱して昭和 50（1975）年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51（1976）年から始まる「国連婦人の 10 年」に続く様々な取り組みが行われてきました。

昭和 54（1979）年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択しました。

平成 7（1995）年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12（2000）年の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27（2015）年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取り組み状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行いました。

② あらゆる分野でのジェンダー平等の達成に向けた取り組み

平成 26（2012）年の第 58 回国連婦人の地位委員会では、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントについて決議され、女性が災害に対処する能力の強化を含め、災害から回復する力を持つ社会の構築が目指されています。

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットでは、「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択されました。これは、将来世代に持続可能な地球環境と経済・社会を残していくため、「誰一人取り残さない」をスローガンに、2030 年までにすべての国が取り組むべき 17 の国際目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。目標の一つには、ジェンダー平等の実現が掲げられているほか、男女間を含むあらゆる格差や不平等を解消することが目指されています。持続可能な社会の実現に向け、先進国も含め各国で取り組みが進んでいます。

平成 28（2016）年の第 60 回国連婦人の地位委員会では、女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連性、女性・女兒に対する暴力の撤廃及び防止等について協議されました。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、世界各地で、DV や虐待、貧困が問題となっており、国連機関より各国政府に対応が求められています。

(2) 国の動き

① 男女平等の実現に向けた国際的な機運の高まりを受けた法整備や計画

国際社会における男女平等の実現に向けた取り組みを受け、国は、「女子差別撤廃条約」批准（昭和 60（1985）年）にあたり、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女共同参画社会づくりを 21 世紀の最重要課題と位置づけました。

第2章 計画の背景

この法整備に伴い、平成12（2000）年には初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」を策定しました。これ以降、第2次計画には指導的地位に女性が占める割合「2020年30%」目標を盛り込むなど、4度にわたり計画を改定し、現在は「第5次男女共同参画基本計画」（令和2（2020）年策定）に基づき、取り組みを進めています。

② 男女共同参画と少子化対策の鍵となる“ワーク・ライフ・バランス”の取り組み

社会の活力低下や少子化・人口減少を解決するための取り組みに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進があります。平成19（2007）年には「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定（平成22（2010）年改定）し、長時間労働など従来の働き方を見直して仕事と家庭の両立が図られてきました。平成30（2018）年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、労働時間や休暇、賃金等に関する規定が見直され、働く人の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにする働き方改革の推進により、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指しています。

③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行

平成27（2015）年には、女性が職業生活において希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法を制定しました。同法では、民間事業主に事業主行動計画の策定を義務付けるとともに、都道府県及び市町村は、政府の基本方針等を勘案した計画を策定することが努力義務とされました。令和元（2019）年の法改正により、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等が示されました。

④ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が公布施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、DV防止法は、4度の改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や、配偶者暴力相談支援センター機能の設置及び基本計画の策定が区市町村の努力義務として盛り込まれ、さらに同居する交際相手からのDVも同法の適用対象となり、児童虐待とDVの密接な関連を踏まえた児童相談所との相互連携や協力など、被害者の安全確保と自立支援に向けて充実を図っています。

⑤ 持続可能な開発目標（SDGs）に関する取り組み

平成27（2015）年の「持続可能な開発目標」（SDGs）の採択を受け、政府は平成28（2016）年5月に推進本部を設置し、同年12月に実施指針を策定、平成29（2017）年12月以降はSDGs達成のための政府の主要な取り組みをまとめた「SDGsアクションプラン」を定期的に策定しています。「SDGsと連動するSociety5.0の推進」、「SDGsを原動力とした地方創生」、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱とする日本の「SDGsモデル」を掲

げ、国を挙げてSDGsの実現に取り組んでいます。こうした中、「誰一人取り残さない」社会をつくるためには、区民一人ひとりの取り組みとの相乗効果が不可欠であり、国家レベルだけでなく、自治体レベルでの取り組みが期待されています。

(3) 東京都の動き

① 国際社会の動きを受けた男女平等推進の拠点施設の整備

東京都では、昭和54(1979)年に東京都婦人情報センターを開設しました。平成4(1992)年に東京都婦人情報センターを「東京都女性情報センター」に改称し、平成7(1995)年には豊かで平和な男女平等社会の推進に向けて、都民と行政が協力して女性問題解決に取り組む具体的、実践的な活動の拠点として「東京ウィメンズプラザ」を開館しました。

② 行動計画の策定と男女平等参画条例の制定

昭和53(1978)年には最初の行動計画「婦人問題解決のための東京都行動計画」を策定しました。平成12(2000)年には「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成14(2002)年に「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定しました。その後、2度にわたり計画を改定し、現在は「東京都女性活躍推進計画」(平成29(2017)年策定)に基づき、施策を推進しています。なお、この計画は、「東京都配偶者暴力対策基本計画」と合わせて「東京都男女平等参画推進総合計画」と呼称されます。

③ 配偶者からの暴力に対する取り組み

配偶者からの暴力については、平成18(2006)年に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、2度にわたる改定を経て、現在は、「東京都配偶者暴力対策基本計画」(平成29(2017)年策定)に基づき、配偶者暴力や性暴力、ストーカー行為などの様々な暴力への対策を推進しています。

また、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者の相談、一時保護、自立生活の支援を行っています。

④ 多様な性の理解推進に関する取り組み

平成30(2018)年10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」では、第2章「多様な性の理解の推進」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを明記しています。これを受け、都は、性自認及び性的指向に関して、声を上げられない当事者へアプローチすることを重点課題として、基本的な考え方や今後の方向性等を取りまとめた「性自認及び性的指向に関する基本計画」(令和2(2020)年～令和5(2023)年)を策定し、共生社会の土台づくりを進めています。

(4) 江東区の動き

① 国際社会の動きに対応して始まった男女共同参画の取り組み

本区では、昭和50(1975)年の「国際婦人年」を契機として、昭和58(1983)年以降「婦人問題担当主査」、「江東区婦人関係行政推進会議」、「江東区婦人問題懇談会」を設置し、男女平等の実現に向けた取り組みがスタートしました。

平成3(1991)年に「江東区女性センター」を開設するとともに、平成4(1992)年には「江東区女性行動計画」を策定し、これ以降、5度にわたり計画を改定してきました。

平成16(2004)年には、「江東区男女共同参画条例」を制定し、女性センターを「江東区男女共同参画推進センター」と改称のうえ、男女共同参画推進の拠点として位置づけるとともに、区長の附属機関として「江東区男女共同参画審議会」を設置しました。

② 区の基本施策として位置づけられている男女共同参画

本区は、基本構想や長期計画において、「男女共同参画社会の実現」を目指しています。

基本構想では、「性別による男女の固定的な役割分担意識の解消」、「男女が社会のあらゆる分野においてともに活動に参画できる機会の確保」を掲げています。また、令和2(2020)年度からの現長期計画では、「全ての区民がお互いの人権を尊重し、性別、年齢、国籍、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、自分らしく生きることができる社会を実現」することを目指し、“人権と多様性を尊重する意識の醸成”、“男女共同参画の推進”、“ワーク・ライフ・バランスの推進”、“異性に対するあらゆる暴力の根絶”の4つの取り組み方針を掲げています。

③ 女性活躍推進に対する取り組み

男女共同参画推進センターの男女共同参画学習講座で職場復帰や働き方の意識改革を図る講座、広報紙「PalCato(パルカート)」ではワーク・ライフ・バランスの取り組みを紹介しています。また、子育てしながら働くことのできる環境整備として、保育所・江東きっずクラブを整備・拡充するとともに、病児・病後児保育事業を拡充してきました。さらに様々な活動・分野での男女共同参画を推進し、政策・方針決定過程に多様な意見を反映させるため、区の審議会等への女性の参画促進を働きかけています。

④ 配偶者からの暴力に対する取り組み

男女共同参画推進センターが中心となり、講座の実施や広報媒体を通じた配偶者からの暴力防止の啓発・普及に努めています。

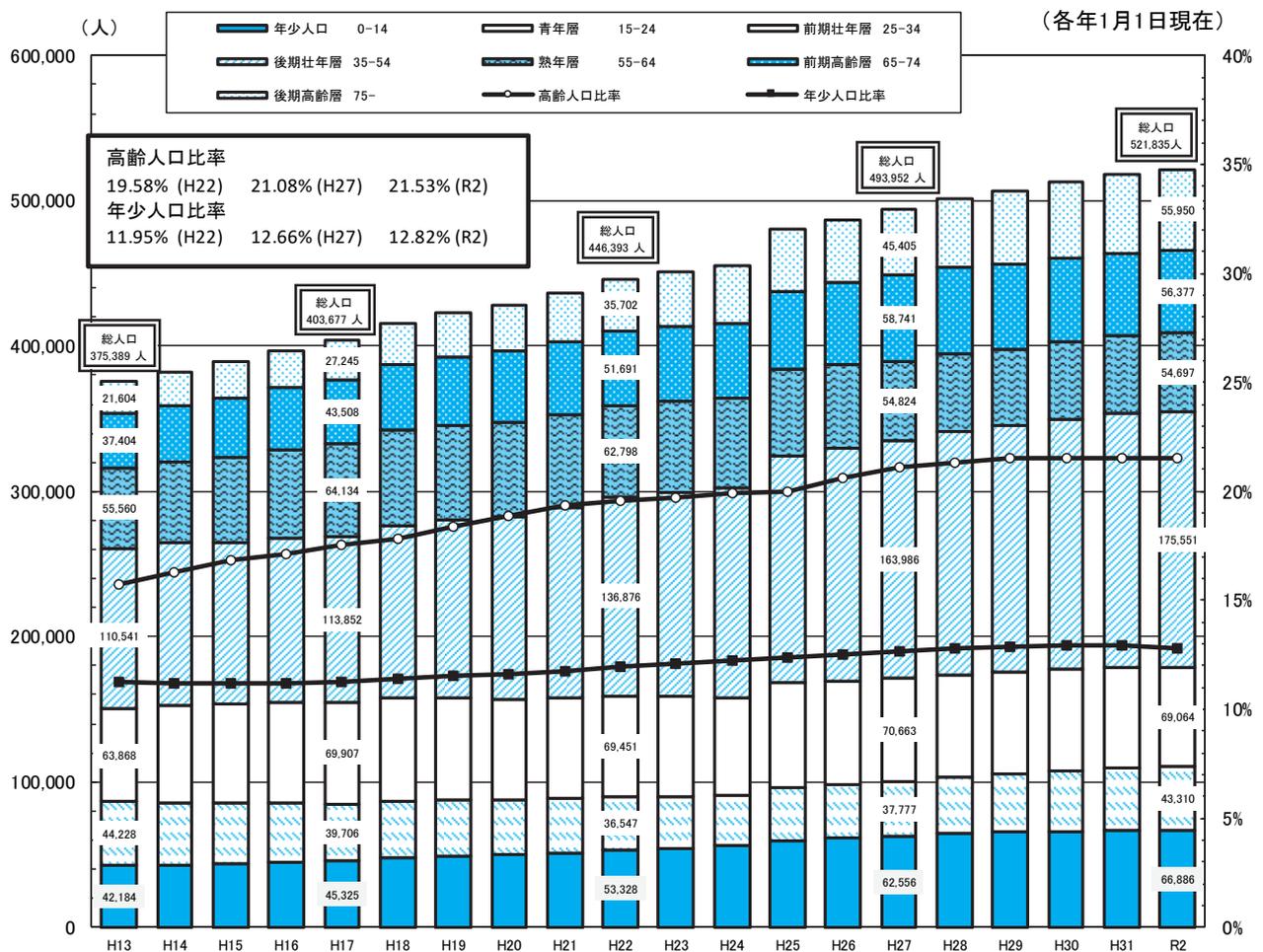
また、被害者の支援については、「女性のなやみとDV相談」、「女性のための法律相談」、保護第一課・第二課が実施している婦人相談・母子父子相談などを窓口として、区の福祉施策等の資源も活用しながら取り組んでいます。平成13(2001)年には、「女性に対する暴力問題連絡会議」を立ち上げ、被害者が安心して安全に生活できるよう、区の関係各課、警察署等関係機関との連携・調整を図っています。また、平成25(2013)年4月には江東区配偶者暴力相談支援センターの機能整備を行い、被害者支援をさらに充実させています。

2 江東区の状況

(1) 人口の状況

近年の江東区の人口推移をみると、平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年の 10 年間で 75,442 人 (16.9%)、総人口が増加しています。平成 27 (2015) 年からの 5 年間では、過去と比べて人口伸び率は緩やかになっているものの、依然として人口増加が続いています。

図表 1 総人口及び人口構成の推移



*平成 24 年までは外国人登録者を含まない。平成 25 年以降は外国人住民を含む。

資料：「住民基本台帳人口調査集計表」

第2章 計画の背景

図表 2 総人口及び人口構成の推移 分析

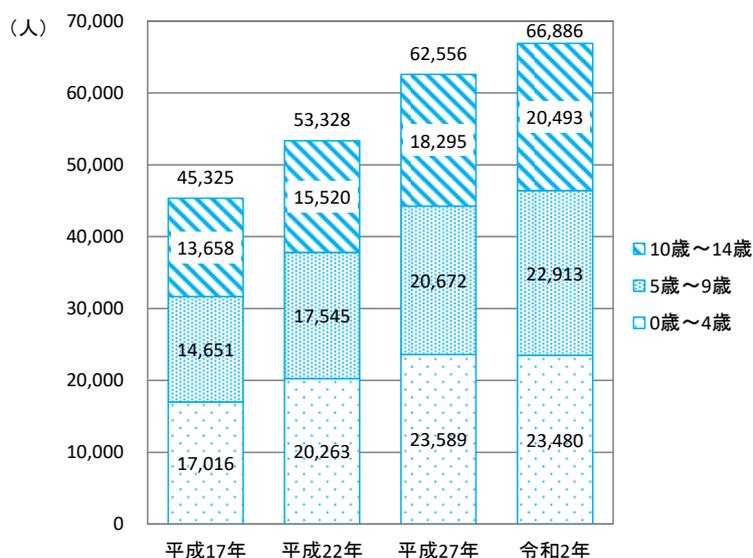
年次 区分 年齢階層	平成17年 2005		平成22年 2010		平成27年 2015		令和2年 2020		
	階層別人口	5年間の増減	階層別人口	5年間の増減	階層別人口	5年間の増減	階層別人口	5年間の増減	10年間の増減
75歳以上	27,245	34.2	35,702	31.0	45,405	27.2	55,950	23.2	56.7
65～74歳	43,508	22.7	51,691	18.8	58,741	13.6	56,377	△ 4.0	9.1
65歳以上	70,753	26.9	87,393	23.5	104,146	19.2	112,327	7.9	28.5
高齢者人口比率	17.53		19.58		21.08		21.53		
55～64歳	64,134	13.8	62,798	△ 2.1	54,824	△ 12.7	54,697	△ 0.2	△ 12.9
35～54歳	113,852	5.3	136,876	20.2	163,986	19.8	175,551	7.1	28.3
25～34歳	69,907	13.4	69,451	△ 0.7	70,663	1.7	69,064	△ 2.3	△ 0.6
壮熟年層人口	247,893	9.6	269,125	8.6	289,473	7.6	299,312	3.4	11.2
壮熟年層人口比率	61.41		60.29		58.60		57.36		
15～24歳	39,706	△ 13.2	36,547	△ 8.0	37,777	3.4	43,310	14.6	18.5
0～14歳	45,325	7.9	53,328	17.7	62,556	17.3	66,886	6.9	25.4
年少人口比率	11.23		11.95	6.4	12.67		12.82		
総人口	403,677	9.2	446,393	10.6	493,952	10.7	521,835	5.6	16.9

* 平成 24 年までは外国人登録者を含まない。平成 25 年以降は外国人住民を含む。

資料：「住民基本台帳人口調査集計表」

平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年の 10 年間の人口構成の推移をみると、65 歳以上の高齢者人口の伸びが 28.5%、特に後期高齢者層の増加が顕著で 56.7%となっています。しかし一方で、臨海部を中心としてファミリー形成期の転入者が多い本区特性により、壮熟年層で 11.2%、年少人口でも 25.4%の増加があることから、高齢者人口比率は、区全体では、21.5%となっています。

図表 3 年少人口構成の推移

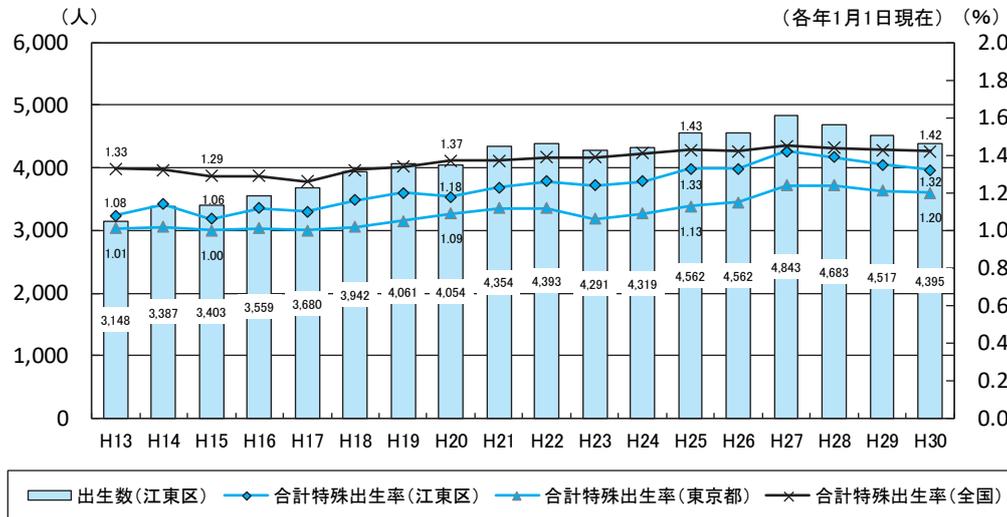


年少人口構成の推移をみると、平成 22 (2010) 年から 10 年間で 125%と大幅に増加するなかで、0 歳から 9 歳までの未就学及び小学校低学年の児童数は一貫して概ね 70%を占めています。

資料：「住民基本台帳人口調査集計表」

本区の近年の出生数は4,500人程度で推移しており、合計特殊出生率は東京都の水準よりは高く、平成30(2018)年は1.32となっています。

図表4 出生数・合計特殊出生率の推移



*外国人登録者(平成25年以降は外国人住民)を含まない。

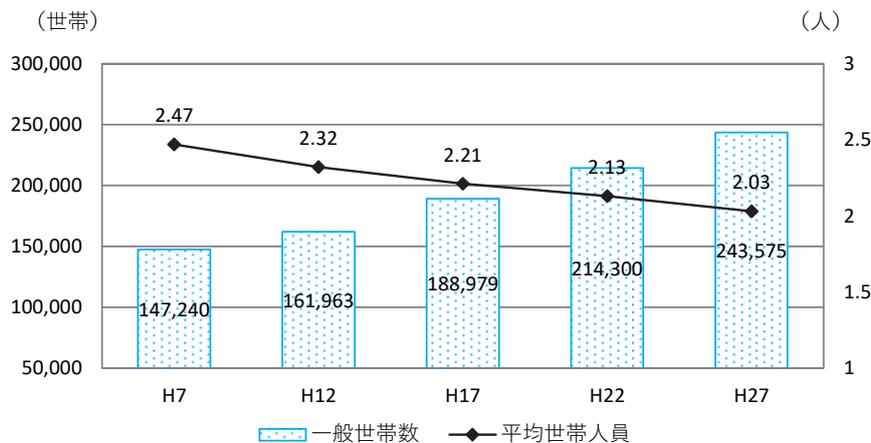
資料:東京都福祉保健局「人口動態統計」、厚生労働省「出生に関する統計」

「住民基本台帳人口調査集計表」、「保健衛生事業概要」

(2) 世帯数の状況

世帯数の推移をみると、一般世帯数は急激な増加を続けており、平成7(1995)年から平成27(2015)年の20年間で96,335世帯増加しています。しかし、1世帯あたり平均人員は減少を続けており、平成27(2015)年には2.03人となっています。

図表5 一般世帯数と1世帯あたり平均人員

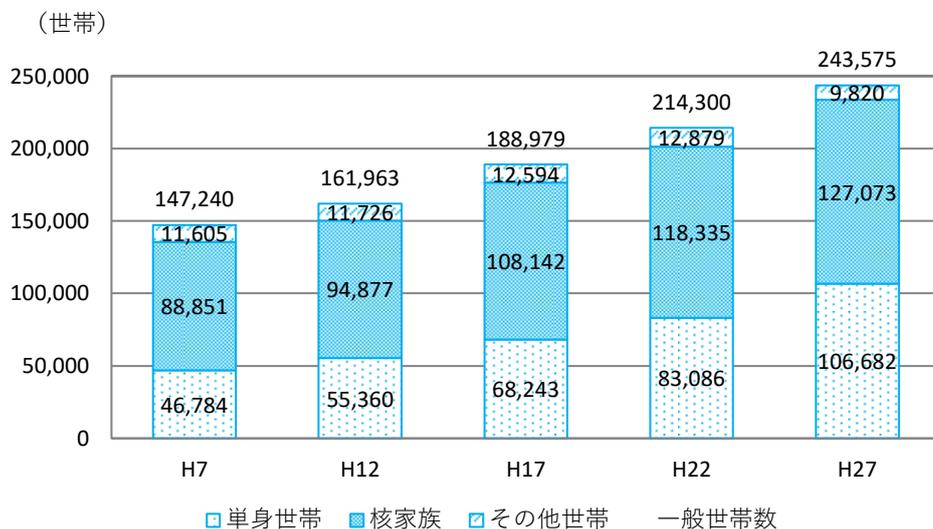


資料:国勢調査

第2章 計画の背景

世帯区分の推移をみると、特に単身世帯が急激に増加しており、平成27(2015)年には平成7(1995)年の約2.28倍となっています。

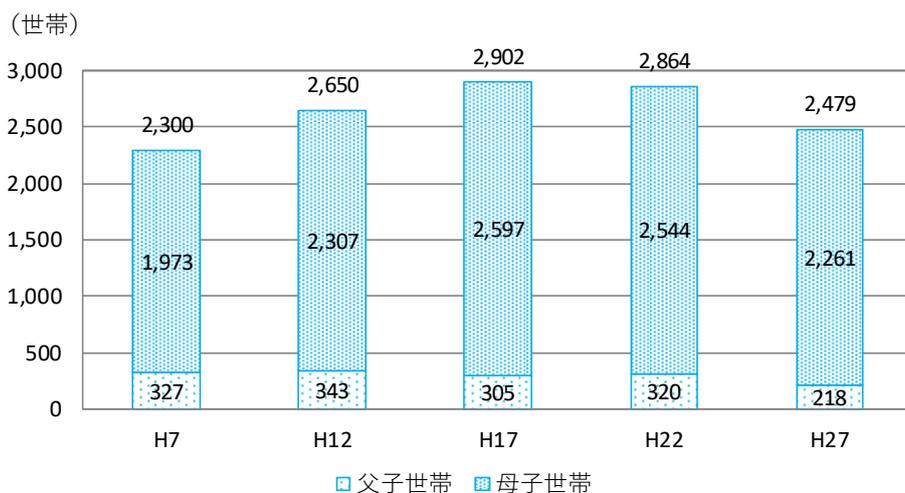
図表6 一般世帯数と世帯区分の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯数の推移をみると、平成7(1995)年以降増加傾向が見られましたが、平成27(2015)年には父子世帯及び母子世帯ともに減少しています。

図表7 ひとり親世帯数の推移

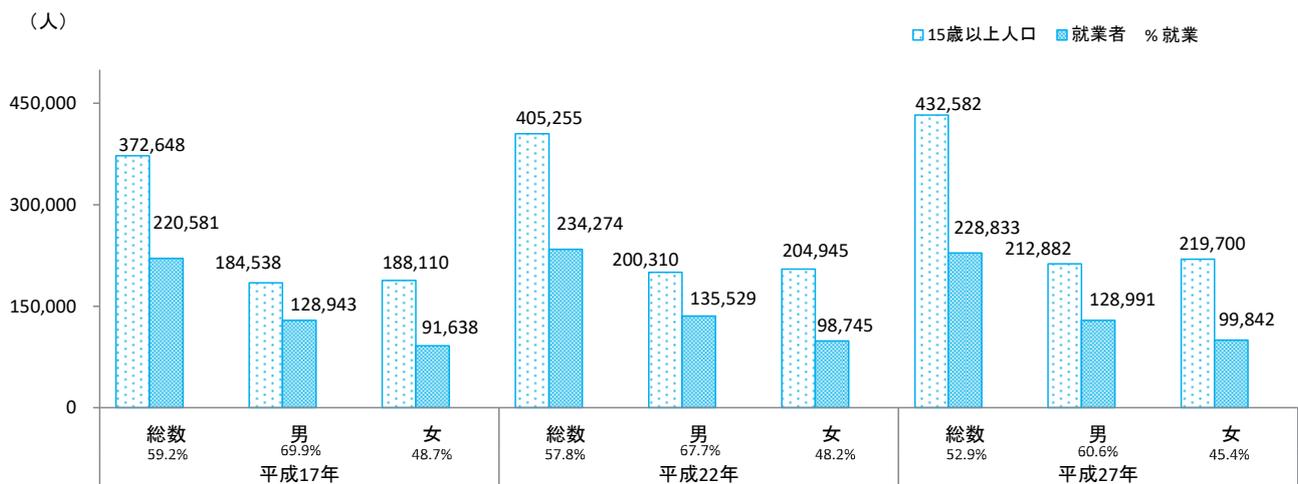


資料：国勢調査

(3) 就労の状況

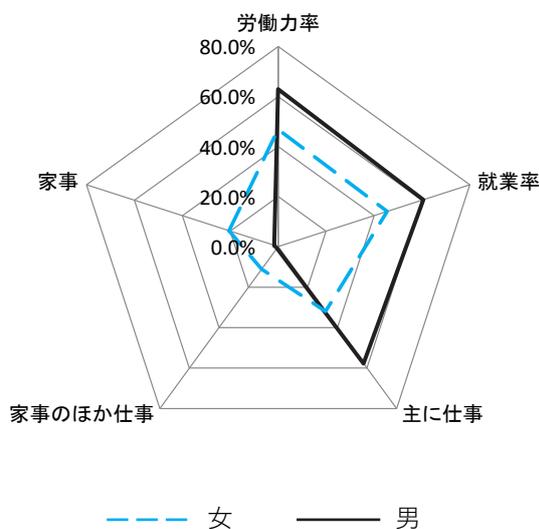
15歳以上の人口は増加している一方で、男女ともに就業率の低下が続いています。男性の就業率が平成17(2005)年の69.9%から平成27(2015)年に60.6%と9.3ポイント下落しているのに対して、女性の就業率は、48.7%から45.4%と下落幅は3.3ポイントにとどまっていますが、女性の就業率は男性を大きく下回っています。

図表 8 男女別就業者数・就業率の推移



資料：国勢調査

図表 9-1 男女別就業状況 (平成27年)



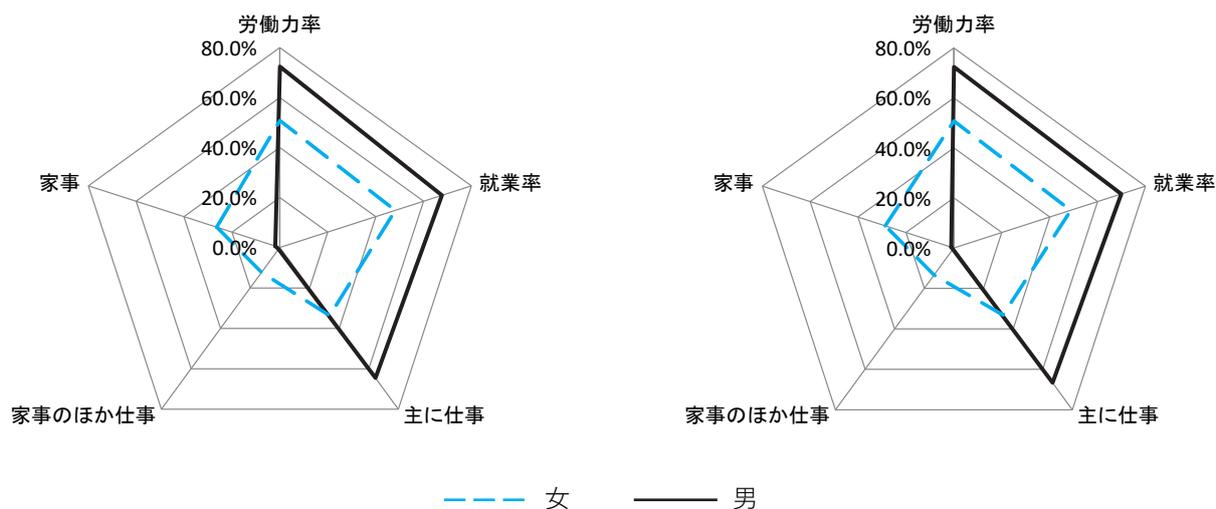
平成27(2015)年調査における男女別の就業状況をみると、女性では、国勢調査において非労働力として集計される「家事」にもっぱら従事している割合が20.6%で、就業者中の「家事のほか仕事」の回答割合11.1%の2倍近くと多くなっています。男性では、この家事関連の回答は、両項目合わせても2.5%未満で、「主に仕事」が57.7%となっています。

第2章 計画の背景

平成22(2010)年、平成17(2005)年の調査結果においても同様で、女性の「家事」従事回答は減少していますが、「就業率」、「主に仕事」、「家事のほか仕事」の割合は、増加傾向が見えず、このレーダーチャートで描かれる男女の就労にかかわるバランスは、相似形で推移しています。

図表 9-2 男女別就業状況 (平成22年)

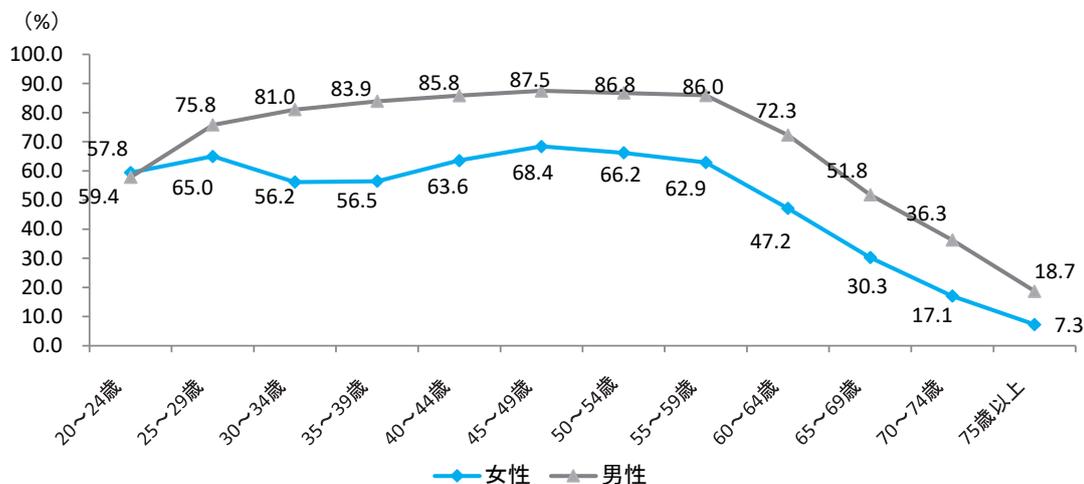
図表 9-3 男女別就業状況 (平成17年)



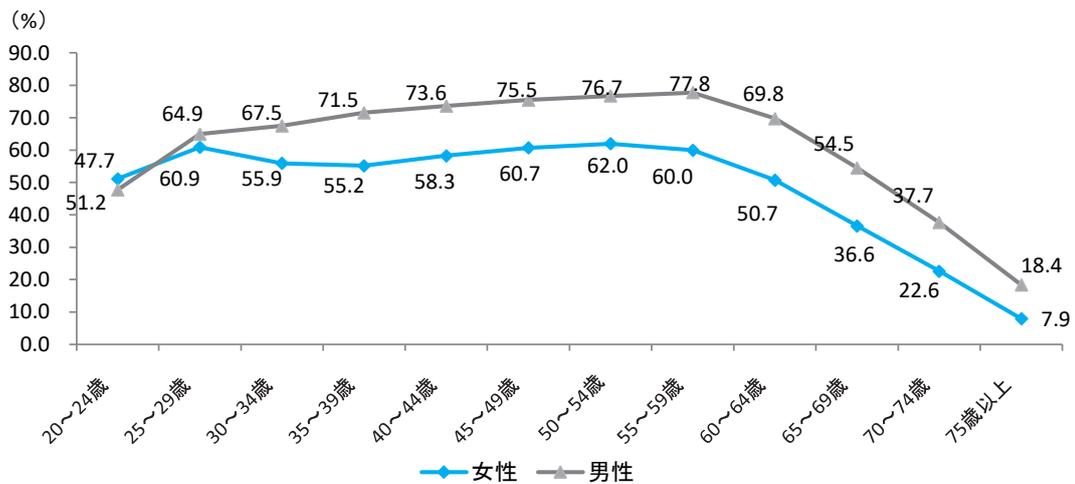
資料：国勢調査

図表 10-1、10-2 で示す通り、男女別年齢階層別の就業率では、平成17(2005)年と平成27(2015)年を比べると、いずれの調査結果においても、男性では20歳代後半から59歳まで6~8割前後で一定ですが、女性は20歳代後半がピークで30歳代を底とするM字カーブが緩やかになっています。

図表 10-1 男女別・年齢別就業率 (平成17年)



図表 10-2 男女別・年齢別就業率（平成 27 年）

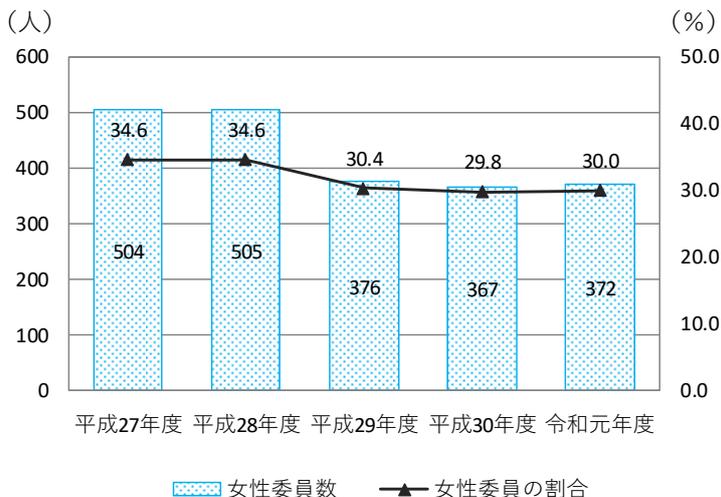


資料：国勢調査

平成 17（2005）年、27（2015）年の両調査結果とも 20 歳代前半では男性よりも女性の就業率が高くなっています。また、27（2015）年調査では、20 歳代前半の女性の就業率が 17（2005）年の調査結果と比べ 8.2%下がっているにもかかわらず、20 歳代後半ではマイナス 4.1%、30 歳代前半ではマイナス 0.3%と、20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて、下落幅は小さくなっています。また、27（2015）年調査の結果は 17（2005）年調査の結果と比べ、30 歳代から 50 歳代までの男性の就業率は平均で 11.4%低下している一方、女性では平均 3.6%の低下にとどまっております、男性ほどには低下していないことも注目されます。

（4） 政策等への女性の参画状況

図表 11 審議会等における女性委員の割合の推移



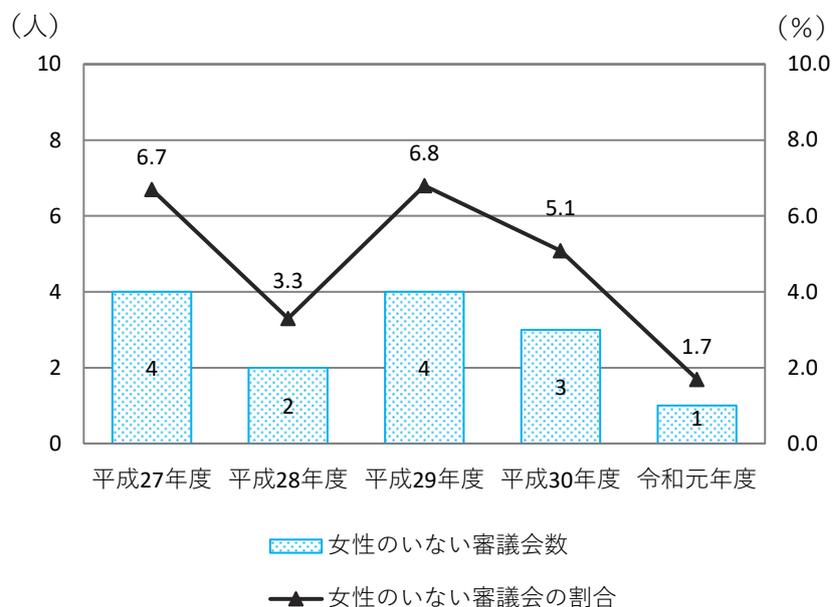
江東区の審議会等における女性委員の割合の推移は、漸減傾向がみられ、平成 29(2017)年度以降は 3 割程度となっています。

資料：男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書

第2章 計画の背景

女性のいない審議会等の割合は、平成29（2017）年度に6.8%と増加したものの、それ以降減少しており、令和元（2019）年度には1.7%となっています。

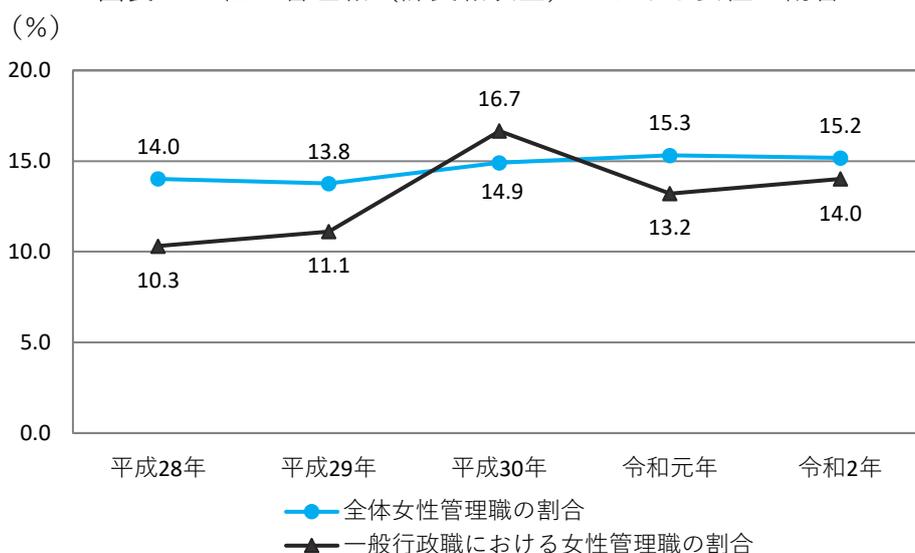
図表 12 女性のいない審議会等の割合



資料：男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書

区の管理職（課長職以上）における女性の割合は、ほぼ横ばいとなっており、区全体で15.2%と管理職登用が進んでいない状況です。

図表 13 区の管理職（課長職以上）における女性の割合



資料：区職員課

3 第6次行動計画の総括

区では、第6次行動計画に基づき、様々な施策を実施してきました。ここでは、第6次行動計画の目標に沿って、主な成果と課題を記載します。

《第6次行動計画》

目標1 男女平等の意識の向上を図ります

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりの意識づくりが欠かせません。

区では、「男女平等の意識づくり」を重点課題の一つと位置づけ、男女共同参画の推進に取り組んできました。

また、「男女平等教育の推進」に向け、男女平等観を育む教育の充実を図るとともに、「生涯を通じた心とからだの健康支援」については、各種講座などを通じて、性の多様性について広報・啓発を行いました。また、令和元（2019）年度には、区として初めて「性的マイノリティ当事者等に対する意識実態調査」（※以下「性的マイノリティ調査」）を行い、困難な経験や施策ニーズなどを把握しました。

令和元（2019）年度の「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」（※以下「区民調査」あるいは「企業（事業所）調査」）によれば、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識は減少し、区民の意識に変化は見られるものの、男女が平等だと思える区民の割合は14パーセント程度にとどまっており、依然として社会のあらゆる分野において男性優遇の意識が強いことが表れています。このため、引き続き、男女共同参画の意識啓発を効果的に実施していくことが課題となっています。

さらに、「性的マイノリティ調査」によれば、LGBT等に対する理解や知識不足、LGBT等関連の基礎的な用語の認知度の低さが示されており、周囲へのさらなる意識啓発の推進が必要です。必要な施策としては、相談窓口の充実や職員の対応力向上などが挙げられており、多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい社会の実現が求められています。

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します

性別・年代を問わずあらゆる区民が自分の希望通りに、仕事や家事、育児、介護、地域活動、趣味などを両立できるようにすることが重要です。

区では、「働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」を重点課題の一つとし、子育てなどで仕事を一時中断している女性に対する就労支援を実施したほか、男女共同参画推進センターにおいて各種講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行いました。

また、「仕事と育児・介護の両立支援」のために、親子が集い交流できる場を提供し、子育て不安の軽減を図りました。

しかしながら、「区民調査」によれば、仕事・家庭生活・個人の生活のバランスについて、希望どおりの生活を実現させている人は約 28%にとどまっています。一方、「企業（事業所）調査」では、平成 26（2014）年度調査と比べ、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる企業は増加していますが、区民の生活実態から、より一層の取り組みの推進が求められています。

目標Ⅲ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

家庭や職場、学校のみならず、地域や政策・方針決定過程など、あらゆる分野において、男女共同参画を推進していくことが重要です。

区では、「地域における男女共同参画の推進」に向けて、職場や地域においてリーダーシップを発揮できる人材の育成を目的としてパルカレッジを実施しました。

また、「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」を重点課題の一つとして、審議会等への女性の参画を促進し 30%を達成しており、引き続き、女性委員のいない会議体をゼロとすること、及び全体の参画率の向上に努めています。

「区民調査」によれば、地域活動にまったく参加していない人は約 5 割を占めており、特に若年層でその割合が高くなっています。地域社会における男女の地位の平等感については、前回調査と比べ、男性優遇と感じている割合は 4 割から 3 割台半ばへと減少していますが、地域活動への参画割合が高い中高年層ほど男性優遇と感じています。

こうしたことから、区民が地域活動に参加しやすい環境の整備や支援を検討していく必要があります。

目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します

暴力は心身を傷つけるだけでなく、相手の尊厳を否定する行為であり、決して許されるものではありません。しかし、家庭内での暴力は周囲から気づかれにくく、被害が深刻化しやすい特性があります。

区では、「DVの防止と被害者の支援」を重点課題の一つと位置づけ、男女共同参画のための広報紙「PalCato(パルカート)」において事例紹介やDVチェックリスト、相談窓口などを周知し、意識啓発を図ってきました。また、区内中学校においてデートDV防止の出前講座を実施し、若年層の意識啓発にも取り組みました。「相談窓口の充実」にあたっては、面接や電話などによる対応、法律相談などを実施してきました。

「性暴力、セクシュアル・ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援」については、性暴力被害者を対象とした相談事業を開始しました。また、高齢者や障害者への虐待に関する相談窓口の充実を図ってきました。

「区民調査」によれば、暴力を受けた時に「相談した」人は前回調査と比べると、約28%から約42%へ増加しましたが、相談先として公的機関の相談窓口や勤務先、民間の相談窓口はあまり利用されていません。配偶者等からの暴力の根絶のためには、被害者の意識を変えるための啓発を一層充実していくとともに、男女ともに被害者がいることから、適切な相談窓口の案内や区の相談窓口のあり方を検討することが必要となっています。

また、「企業(事業所)調査」によれば、職場で問題となっているハラスメントとして、パワーハラスメントが最も多く、次にセクシュアル・ハラスメントとなっています。こうしたハラスメントに対しては、防止対策が強化されていますが、公的機関の相談窓口はあまり利用されていないため、適切な情報提供と利用促進により、解決へつなげていくことが課題となっています。

目標Ⅴ 行動計画を積極的に推進します

本計画を推進するためには、区民の参画を得て、区全体で取り組むことが重要です。

区では、「推進体制の充実」に向けて、男女共同参画フォーラムなどを通じて、区民との協働・交流の充実を図ってきました。

「区民調査」において、男女共同参画社会を築くため、区が今後力を入れる施策としては、子育て支援、高齢者・障害者介護の支援、防犯に配慮したまちづくりが挙げられています。こうしたまちづくりをさらに進めていくとともに、男女共同参画にあまり関心がなかった区民にも男女共同参画推進センターやその取り組みを広め、区民や事業者、NPOなどと協働していくことも重要です。

第2章 計画の背景

■評価指標の達成状況

評価指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	6次計画策定時 (平成26年度)	達成 状況	現状値 (令和元年度)
【目標Ⅰ】男女平等意識の向上を図ります					
男女が平等だと思う区民の割合	16.7%	40%	13.6%	○	14.4%
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	56.4%	70%	49.2%	▼	45.9%
乳がん検診の受診率	25.4%	30%	24.3%	○	26.7%
【目標Ⅱ】性別によらないあらゆる活動への参画を推進します					
職場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	21.4%	40%	18.6%	○	24.6%
夫婦間の家事の役割分担 (時間比較、男性：女性)	1：2.6	1：1.5	(*1)	—	(*1)
地域社会で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	36.3%	50%	30.0%	▼	29.3%
区の審議会等への女性の参画率	29.5%	40%	33.3%	▼	30.0%
【目標Ⅲ】仕事と生活との調和を推進します					
仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思う区民の割合	25.2%	38%	27.4%	▼	11.0%
「育児休業」「介護休業」を取得できなかった人の割合(*2)	育児休業	21.2%	10%	○	14.3%
	介護休業	21.2%	10%	○	11.1%
【目標Ⅳ】異性に対するあらゆる暴力を根絶します					
DV相談件数	延べ1,768件	—	延べ3,667件	—	延べ2,912件
セクシュアル・ハラスメントをこの1年間に受けた経験のない人の割合	79.5%	90%	74.3%	▼	68.0%
【目標Ⅴ】行動計画を積極的に推進します					
男女共同参画推進センターの認知度(*3)	30.9%	50%	30.7%	▼	27.7%

*1 夫婦間の家事の役割分担については、男女の時間比較による統計の取り方をやめ、「男性と女性がそれぞれ同じくらい家事を行っている」など程度の比較に変更したため、現状値がない。参考として、令和元年度の「第24回江東区世論調査」によると「女性が多く(ほとんど)の家事を行い、男性が残りの家事を行っている(又は、ほとんど行っていない)」が51.6%と最も多くなっている。

*2 「取得できなかった人」の割合は、選択肢の「職場に休業・休暇の制度がなかった」と「周囲の事情により取得できなかった」との合計。

*3 男女共同参画推進センターを「利用したことがある」、「知っているが利用したことはない」と回答した人の合計。

第3章 計画の内容

目標1 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります

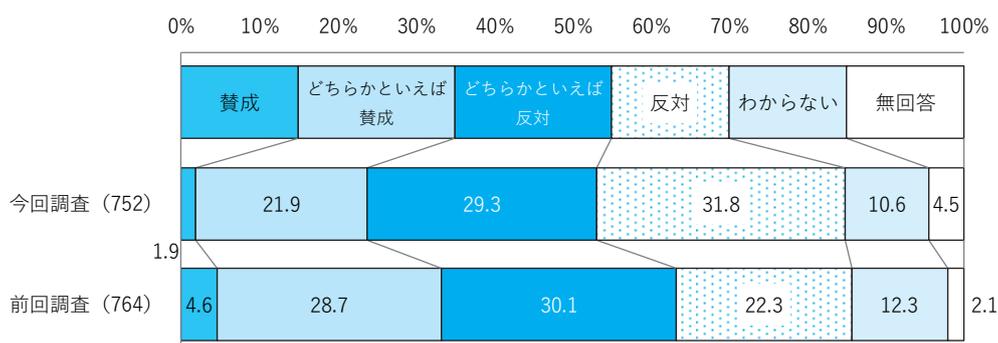
課題1 男女共同参画の意識づくり

男女平等意識のさらなる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の解消を図る必要があります。性別や年齢、障害の有無、国籍、価値観、ライフスタイルなどの多様性を認め合い、自分らしく生きることが重要です。

《現状と課題》

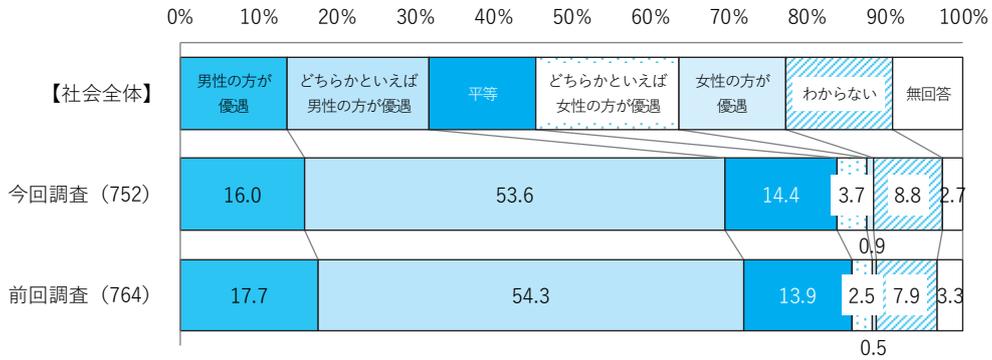
- 誰もが、その人の意欲に応じて、家庭・職場・地域などあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会を目指すことは、一人ひとりの豊かな人生を実現することにつながります。こうした社会を実現するためには、区民一人ひとりが互いの個性を尊重し合うことが欠かせません。
- 令和元（2019）年度に実施した「区民調査」によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担の考え方に反対する人は6割強を占めています。平成26（2014）年度の前回調査と比べ、反対の割合は増加しているものの、依然として賛成の割合も2割強います。（図表3-1 参照）また、社会全体において男女が平等だと思ふ区民の割合は14パーセント程度にとどまっており、依然として社会のあらゆる分野において男性優遇の意識が強いことが表れています。（図表3-2 参照）
- 同じく区民調査によれば、男性が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加するために必要なこととしては、「職場における上司や周囲の理解」や「夫婦や家族間でのコミュニケーション」など家庭内や周囲の意識付けに加え、「男性自身の抵抗感をなくすこと」や「男性による家事・育児に対する社会の評価を高めること」など男性自身や社会全体の意識改革が求められています。（図表3-3 参照）
- こうしたことから、今後も引き続き、男女共同参画の意識啓発を進め、固定的な性別役割分担意識を解消する必要があります。加えて、性別のみならず、言語や文化の違い、性的指向や性自認等により社会的困難を抱える人にとっても生きやすい社会としていく視点が重要です。

図表3-1 あなたは、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について、どう思いますか。

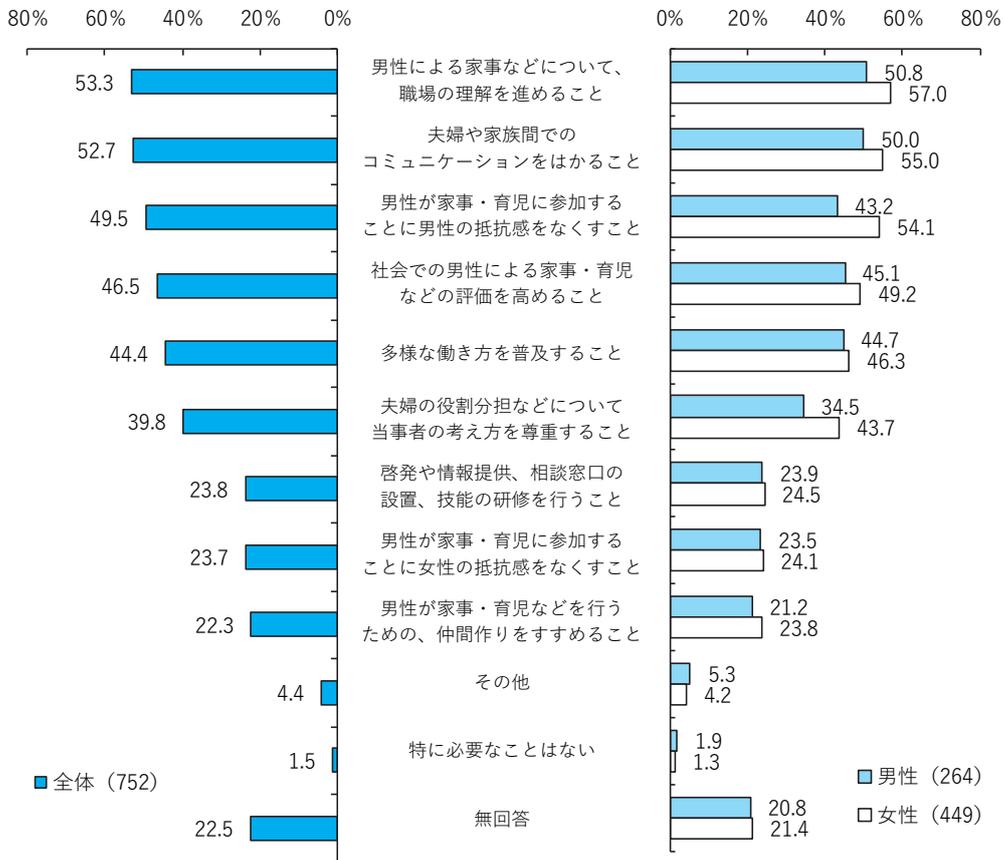


第3章 計画の内容

図表3-2 男女の地位の平等感



図表3-3 男性の家庭生活などへの参加に対して必要なこと



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
男女が平等だと思える区民の割合	区民調査	14.4%	40%

施策1 男女共同参画の意識啓発の推進

区民の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報紙やホームページ等を通じた広報・啓発や、学習機会を充実させます。情報発信にあたっては、わかりやすさに配慮し、広く理解が得られるよう努めます。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 男女共同参画に関する情報提供の推進</p> <p>広報紙やメール、ホームページ等を通じて、固定的な性別役割分担意識の払拭を図り、男女平等や男女共同参画の意義を伝える情報を提供します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の発行 ・メールマガジンの発行 ・ホームページ等による情報提供・啓発 	男女共同参画推進センター
<p>2 男女共同参画学習事業の推進</p> <p>男女平等や男女共同参画への理解を深め、家庭や地域で男女共同参画を実践する上で役立つ講座等を実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画学習事業 	男女共同参画推進センター

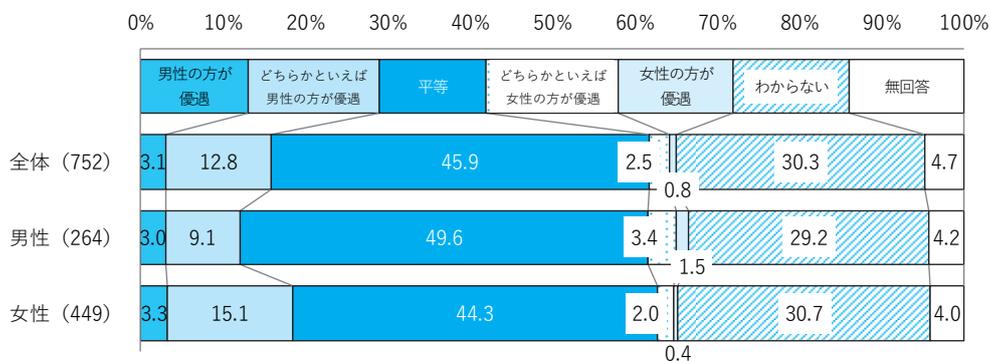
課題2 男女平等教育の推進

誰もが性別によって可能性が狭められることなく、個性と能力を發揮できるよう、幼少期からの家庭・学校等における男女平等教育が重要です。

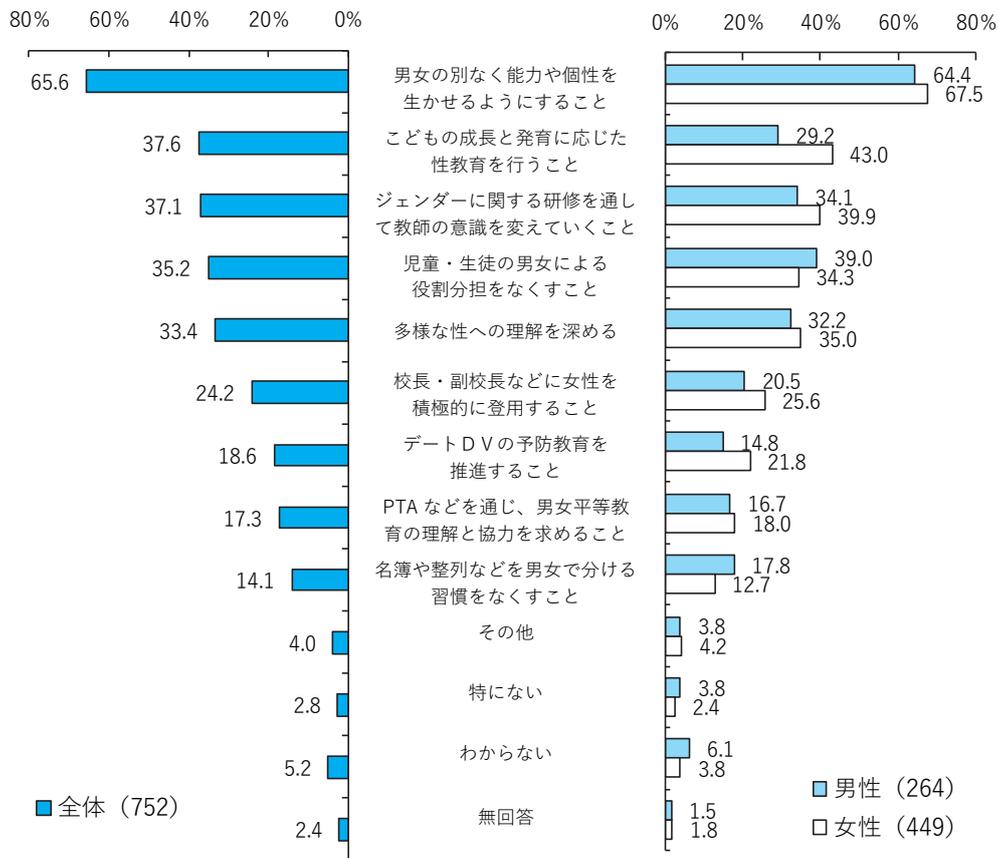
《現状と課題》

- 固定的な性別役割分担意識や性差に関する固定観念は、幼少の頃から長年にわたり形成されることから、社会全体に男女平等の意識を浸透させていくためには、幼少期から家庭や学校、地域における意識づくりが大切です。
- 本区では、男女平等教育を推進しており、男女混合名簿についても、幼稚園全園及び小学校全校で活用を図るとともに、中学校においても活用を進めています。区民調査でも、学校教育の場で男女が「平等になっている」と思う人は半数近くで、他の分野と比べ最も高くなっています。(図表 3-4 参照)
- 同じく区民調査によれば、男女平等教育において重要なこととして、「学習・生活指導や進路指導において、男女の別なく能力や個性を生かせるようにすること」が6割超で最も多く、次いで「こどもの成長と発育に応じた性教育を行うこと」「ジェンダーに関する研修などを通して教師自身の意識を変えていくこと」「学校生活の中で、児童・生徒の男女による役割分担をなくすこと」がそれぞれ3割超となっています。(図表 3-5 参照)
- 誰もが主体的に多様な進路や生き方を選択でき、自分らしく生きられるよう、家庭や保育所、幼稚園、学校において、男女平等や男女共同参画について学び、実感できるような環境づくりが引き続き重要です。

図表 3 - 4 男女の地位の平等感（学校教育の場）



図表3-5 男女平等教育において重要なこと



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	区民調査	45.9%	70%

施策2 家庭における男女平等教育の推進

子どもたちが、性別にかかわらず、お互いを尊重し、個人の能力や個性に合った生き方を選択できるように、幼少期から親や保護者を通じて、男女平等や男女共同参画の考え方に触れる機会をつくれます。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 家庭教育に関する学習機会の提供</p> <p>講座・講演会など、家庭教育に関する学習機会の提供を通じて、親や保護者等がこどもに男女平等や男女共同参画について教えることを支援します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育講演会 ・地区家庭教育学級 ・幼児の親の家庭教育学級 ・幼児の道徳性育成研修会 ・小・中学生の親の家庭教育学級 ・年長児の親の家庭教育学級 ・男女共同参画学習事業 	<p>地域教育課 指導室 男女共同参画推進センター</p>
<p>2 家庭教育相談の推進</p> <p>家庭における教育の悩み・問題を受け止め、男女平等や男女共同参画の視点に配慮しながら、解決に導く場の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ型教育相談窓口 	<p>教育センター</p>

施策3 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

こどもたちが多くの時間を過ごす保育所・幼稚園・学校生活の場において、男女平等や男女共同参画の考え方を学び、実感できるよう、教職員や保育士の意識を高め、学習・生活・進路指導等に活かします。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 職員研修の的確な実施</p> <p>教職員・保育士が固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等の意識を持ってこどもたちを指導できるよう、適切な研修の実施に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育担当者研修 ・幼稚園・小・中学校教員研修 	<p>保育計画課 指導室</p>
<p>2 男女平等観を育む学習内容や指導方法の的確な実施</p> <p>こどもたちが学習・生活面において男女平等観を育むことを支援するため、適切な学習内容や指導方法による実施に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等の視点にたった各教科等の指導の実施 ・学校生活における固定的性別役割分担意識に基づく通念・慣習等の見直し ・個性や性別役割を多様にとらえた図書・資料の提供 	<p>指導室 各図書館</p>
<p>3 男女平等の視点にたった進路や職業に関する指導の実施</p> <p>こどもたちが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、進路や職業を選択できるよう、指導を実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究会、進路指導主任研修会等での啓発 	<p>指導室</p>
<p>4 男女平等の視点にたった教育相談の実施</p> <p>性別にとらわれず、こどもの個性をより望ましい方向に伸ばすため、スクールカウンセラー等が指導助言を行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談 ・スクールソーシャルワーカーの活用 	<p>教育支援課</p>

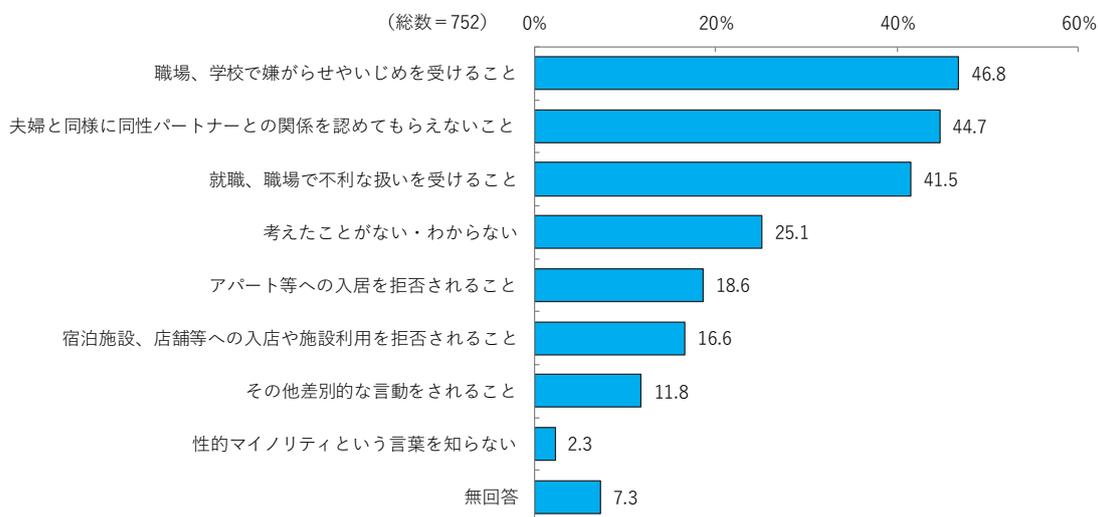
課題3 多様性の尊重と、生涯を通じた心とからだの健康支援

一人ひとりが性の多様性を尊重するとともに、人生100年時代において生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることが重要です。

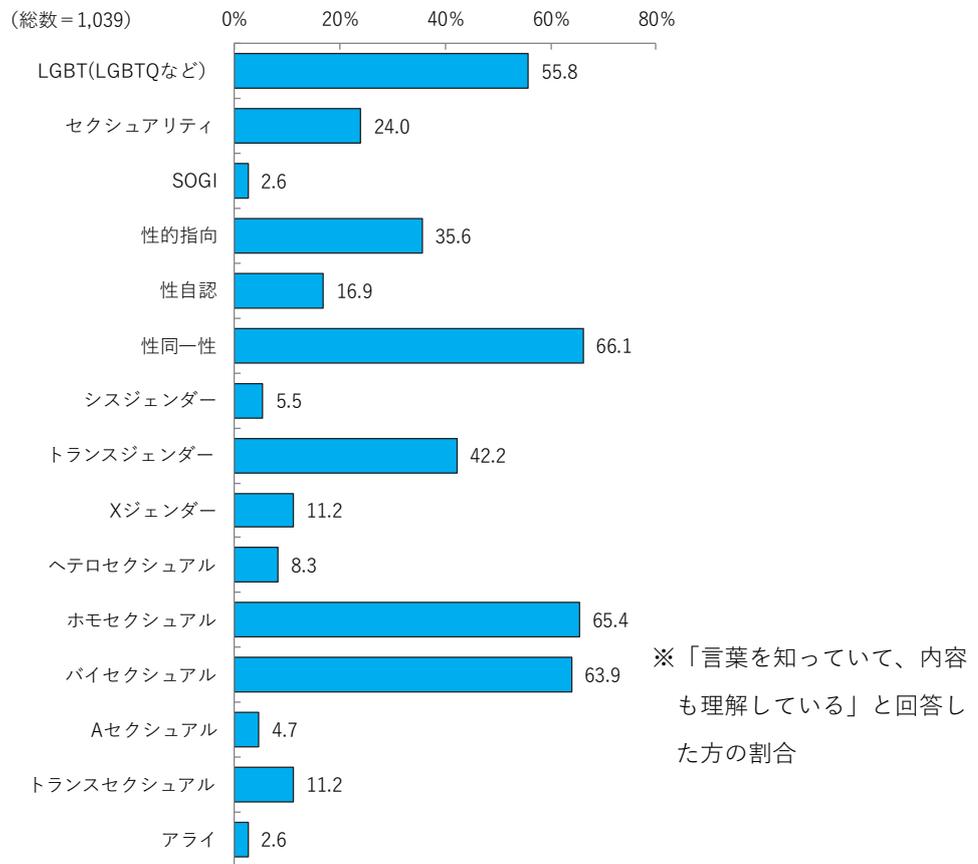
《現状と課題》

- 社会の大多数を占める男女の性別のみならず、セクシュアリティについての正しい理解を促し、社会全体で多様性を尊重する意識を育むことが重要です。また、健康寿命の延伸のために、生涯にわたる健康支援が一層重要となっています。
- 区民調査によれば、LGBT等に関する問題として、職場や学校での嫌がらせやいじめ、同性パートナーが夫婦と同様の扱いでないこと、就職や職場での不利な扱いが上位に挙げられており、現在、LGBT等に対する偏見や差別、社会制度上の不利益があると認識されています。（図表3-6参照）
- また、令和元（2019）年度に実施した「性的マイノリティ調査」においては、LGBT等関連の基礎的な用語について内容を理解している人は半数を下回っており、さらなる意識啓発の推進が必要です。まずはLGBT等について知ることを通じて、理解を促すことが課題です。さらに、今後必要な施策としては、電話や対面による相談窓口の充実、対応する教員や区職員の研修・教育などが上位に挙げられており、LGBT等やその家族等を周囲や地域全体が受け入れるための環境づくりが求められています。（図表3-7、3-8参照）
- 女性の心身は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といったライフステージごとに大きく変化するという特性があります。こどもを産む・産まないにかかわらず、生涯を通じて適切な健康管理ができるよう健康の保持・増進を図ることが必要です。

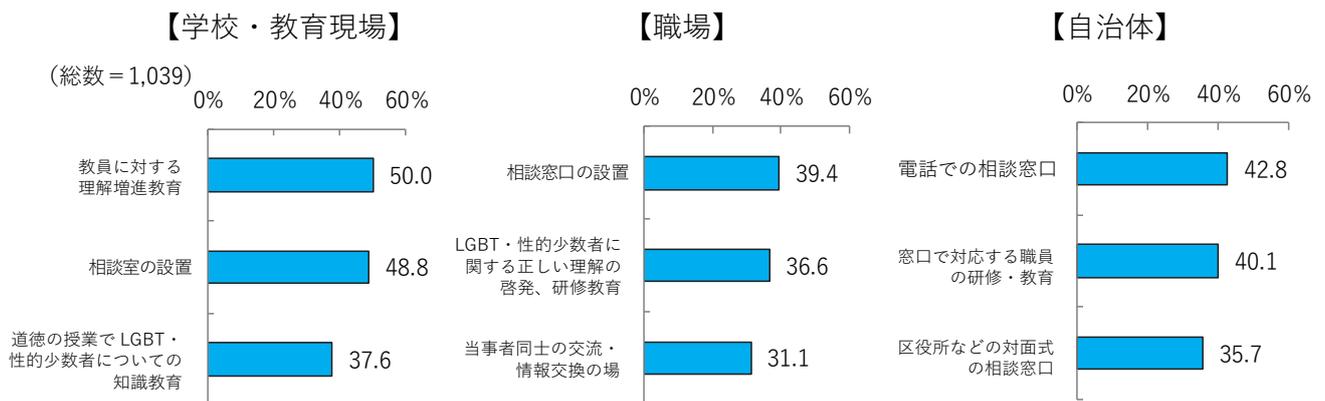
図表3-6 LGBT等に関する現在の問題



図表3-7 LGBT等関連用語の内容理解率



図表3-8 学校・職場・地域での施策の必要性 (上位3位まで)



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
多様性を認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちであると思う区民の割合	区民アンケート	46.3%	80%

施策4 セクシュアリティについての理解の促進

性的指向や性自認によらず、一人ひとりの個性を尊重するため、当事者や家族など周囲の人への情報提供や相談対応に加え、生涯学習や学校教育、区報等による情報提供や学習機会を通じて、区民のセクシュアリティに対する理解を深めます。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 LGBT等についての意識啓発</p> <p>LGBT等に関する情報提供や学習機会を通じ、セクシュアリティについての理解を促進し、差別や偏見を解消します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座・講演会の開催 ・ 学校における出前講座（新規） ・ LGBT等理解の促進（新規） 	<p>男女共同参画推進センター 人権推進課</p>
<p>2 様々な性を尊重する教育の実施</p> <p>学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施するよう努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における性教育の推進 ・ 学校におけるLGBT等に関する教育の推進 	<p>指導室</p>

施策5 心とからだの健康支援

ライフステージごとに変化する心身の状態に応じて健康を支援するため、健康診査や検診を継続して実施します。また、妊娠・出産期における母子の安全と健康管理を支援します。さらに、性別にかかわらず、家庭、地域、職場など日常生活において、一人ひとりが取り組む健康保持・増進活動を支援するとともに、心の健康づくりを推進します。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 性別・年代等に応じた健康診査・検診等の推進</p> <p>疾病の予防や、年代に応じた健康管理を支援するため、健康相談や健康診査・検診等を推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談（診査）事業 ・乳がん検診 ・子宮頸がん検診 ・生活習慣病予防健診 ・男女共同参画学習事業 	<p>健康推進課 各保健相談所 男女共同参画推進センター</p>
<p>2 妊娠・出産期における健康支援の推進</p> <p>妊娠・出産期における心身の健康を支援するため、健康診査・検診を推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査 ・妊婦歯科検診 ・ゆりかご面接（新規） ・母親栄養相談事業 ・新生児（産婦）訪問指導（新規） ・乳幼児健診（新規） ・両親学級 育児学級 育児相談等（新規） 	<p>保健予防課 各保健相談所</p>
<p>3 心の健康づくりの推進</p> <p>区民の心の健康づくりを支援し、自殺予防対策を推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談 ・子育て相談 心の発達相談 ・ゲートキーパー研修 	<p>保健予防課 各保健相談所</p>

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します

江東区女性活躍推進計画（課題4～課題7）

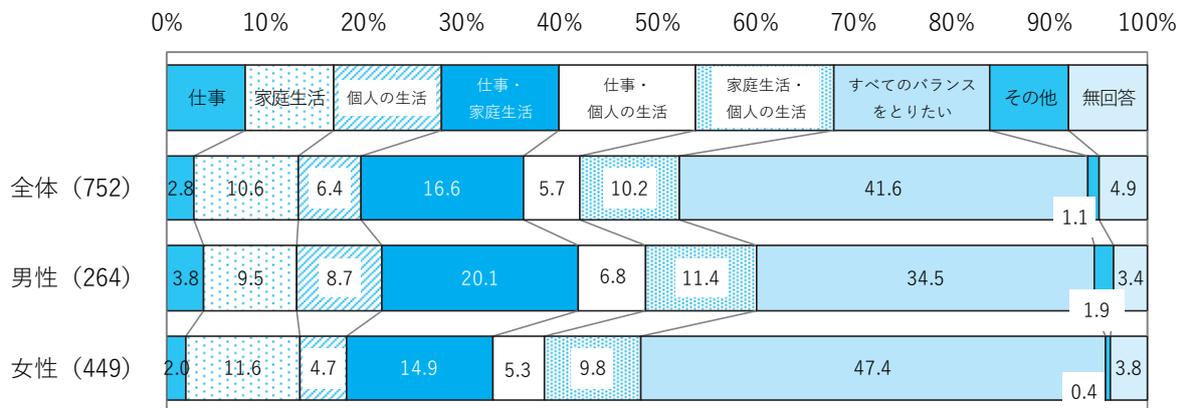
課題4 個人や家庭に向けた支援

性別にかかわらず積極的に家事や子育て、介護などを担い、男女がともに自ら希望するバランスで職場・家庭・地域での生活を充実できるようにすることが重要です。

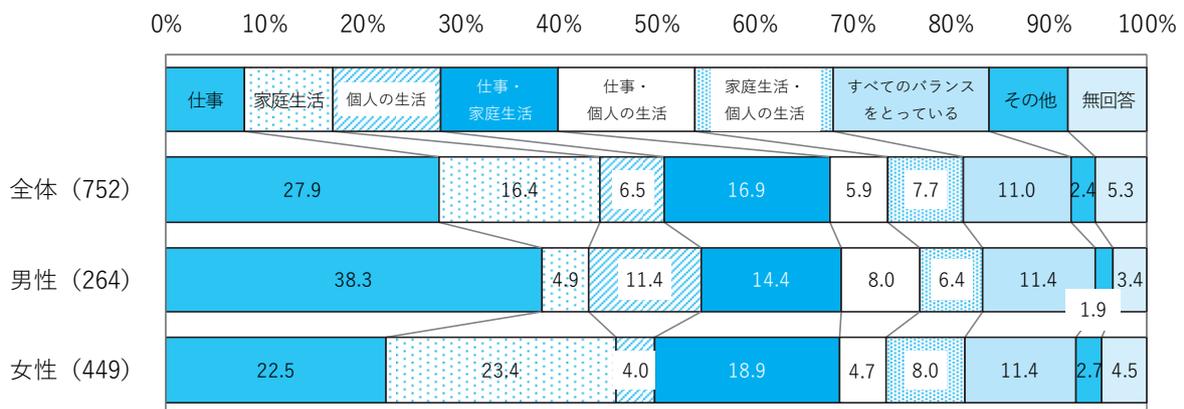
《現状と課題》

- 本計画において、目標Ⅱ及び目標Ⅲは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定する推進計画として位置づけています。本法は、就業を希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すものであり、性別にかかわらず、多様な生き方や働き方の実現につながるものです。全国的に人口減少局面にある中、将来の労働力を確保し、持続可能な成長を実現するために、女性の力を最大限に発揮することが課題となっています。
- 本区では、第6次行動計画において、「働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」を重点課題の一つとし、女性に対する就労支援やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、子育てや介護支援などを推進してきました。
- しかし、区民調査によれば、仕事・家庭生活・個人の生活のバランスについて、理想としては、すべてのバランスをとりたいという回答が4割ですが、それが実現できている人は約1割にとどまっています。現実には、男性は仕事、女性は仕事あるいは家庭生活を優先している状況です。（図表3-9、3-10参照）育児休業を取得したことのある男性は依然として少なく3.4%となっており、家庭生活における夫婦の役割分担としては、家事や育児、介護の大半を妻が担っている実態があります。（図表3-11、3-12参照）
- 区民の一人ひとりがライフステージに応じて多様な生き方が選択できる社会を実現するためには、性別や年齢を問わずあらゆる区民が自分の希望通りに、仕事や家事、育児、介護、地域活動、趣味などを両立できるようにすることが重要です。

図表3-9 職業生活・家庭生活の時間の優先度（希望）



図表3-10 職業生活・家庭生活の時間の優先度（現実）



図表3-11 育児休業の利用経験

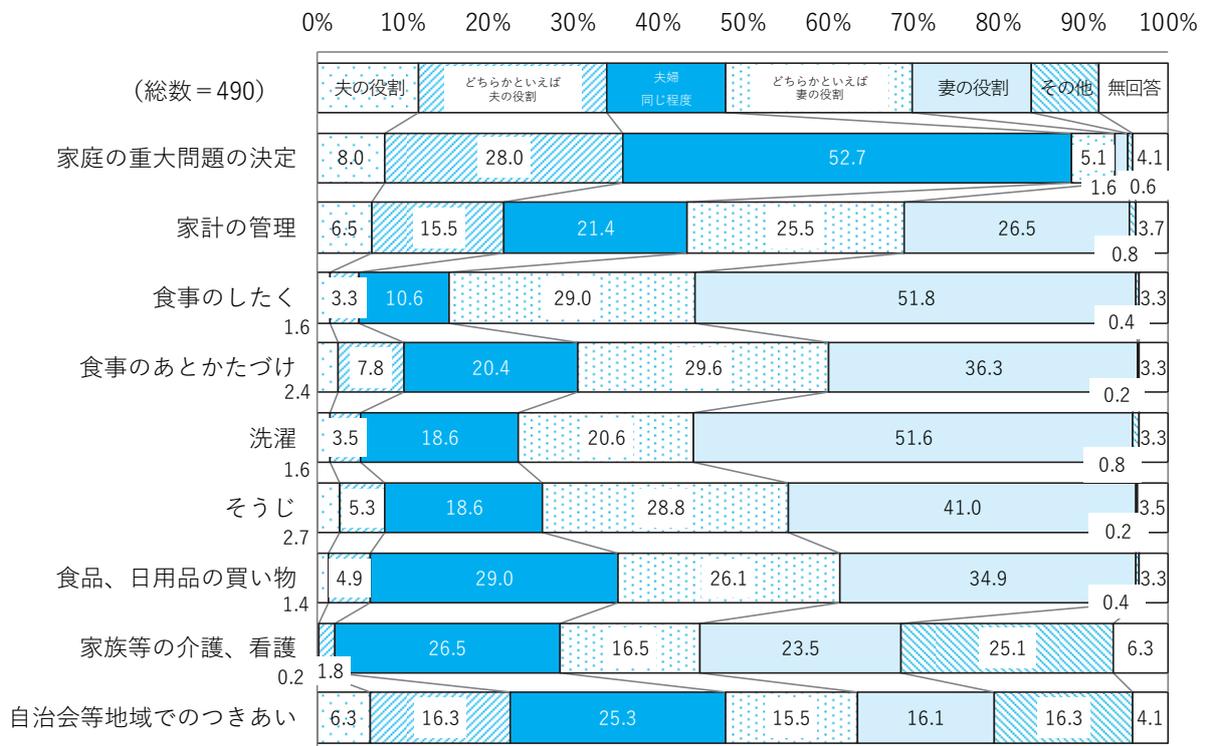
	合計人数	取得したことがある	在職中に必要がなかった	職場に制度がなかった	周囲の事情などにより取得できなかった	経済的支援がない	有給休暇で対応した	配偶者の取得により利用しなかつた	その他	無回答	『取得したことがない』
全体	462	15.2	33.1	11.7	2.6	1.7	1.9	2.8	18.8	12.1	72.7
男性	176	3.4	31.8	19.9	4.5	1.7	5.1	7.4	15.3	10.8	85.8
女性	267	23.6	34.5	7.1	1.5	1.5	0.0	0.0	20.6	11.2	65.2

※単位：%

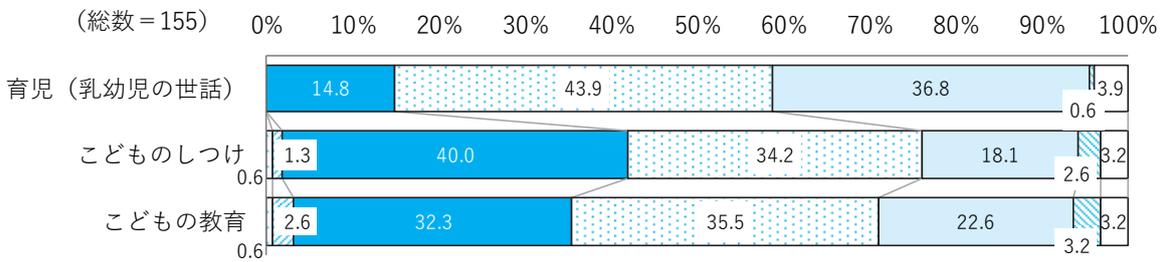
※『取得したことがない』=100%-「取得したことがある」-「無回答」

第3章 計画の内容

図表 3 - 12 夫婦の役割分担の実態



■以下は、お子さん（中学生以下）がいる方にうかがいます。



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
仕事と生活の調和がとれた生き方を実現することができていると答えた区民の割合	区民アンケート	53.4%	80%

施策6 家庭における男女共同参画の推進

男女がともに家事や子育て、介護などを担い合うことができるよう、生涯学習機会を通じて、子育てや介護に関する知識や技術の習得を支援します。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 男性を対象とする情報提供、相談、学習の場の充実</p> <p>男性が仕事中心の生き方を振り返り、家庭や地域での生活に眼を向けるきっかけをつくるため、学習・交流機会の充実を図り、悩みを他人に打ち明けられない傾向がある男性向けの相談事業を検討します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性相談事業の検討 ・男女共同参画学習事業 	男女共同参画推進センター
<p>2 男性の育児・介護休業の取得促進</p> <p>男性の育児・介護休業の取得促進に向けて情報提供を行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙を通じた情報提供 ・ホームページ等での情報提供 	男女共同参画推進センター
<p>3 男性に対する育児への参画促進</p> <p>男性が父親としての自覚を持ち、積極的に子育てにかかわれるようにするために、知識や技術を習得することを支援します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両親学級 ・家庭教育講演会 ・父親講座 ・児童館行事への父親の参加促進 	各保健相談所 地域教育課 こども家庭支援課 男女共同参画推進センター
<p>4 男性に対する介護への参画促進</p> <p>男性が家族介護の担い手として活躍できるようにするために、知識や技術を習得することを支援します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者家族介護教室 	地域ケア推進課

施策7 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

自分自身の働き方を見直す機会を持てるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性について広報・啓発していきます。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発</p> <p>各種講座や講演会を通じて、ワーク・ライフ・バランスの意義やメリットなどを紹介するなど、区民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるような情報提供を進めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座・講演会の実施 	<p>男女共同参画推進センター</p>

施策8 子育て支援の充実

家庭生活と仕事の両立支援に向け、多様なニーズに対応した保育サービスの提供、ひとり親家庭への支援を行うとともに、子育てに関する相談や情報提供を通じて、子育ての悩みや不安の軽減を図ります。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 働きながら子育てする人の支援</p> <p>子育てによってキャリアを中断したくない人のために、保育サービスの充実を図り、継続就労を支援します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の整備 ・ 病児・病後児保育事業 ・ 江東きつずクラブの整備 ・ 緊急一時保育事業 ・ 認可外保育施設保護者負担軽減事業 ・ 私立学童クラブ運営助成 ・ 私立保育所の運営助成 ・ 保育室・家庭福祉員への運営助成 ・ 認証保育所への運営助成 ・ ファミリーサポート事業の充実 	<p>保育計画課 保育課 地域教育課 こども家庭支援課</p>

取り組み内容	関係する所管
<p>2 ひとり親家庭への支援</p> <p>ひとり親家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、様々な取り組みを実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子相談 ・母子生活支援施設の活用 ・高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金 ・自立支援教育訓練給付金 	保護第一・第二課
<p>3 子育て中のリフレッシュ支援</p> <p>子育て中でも、様々な活動に積極的に参加できるよう、支援体制を整備します。また、家族等からの子育ての協力を得にくい人に相談・交流の場を提供するなど、子育て孤独感の解消に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフレッシュひととき保育 ・子育てひろば事業 ・非定型一時保育の実施 	こども家庭支援課 保育計画課 保育課
<p>4 子育てに関する相談・講座の実施</p> <p>子ども家庭支援センターにおいて相談や各種講座を実施し、子育ての悩みや不安を軽減します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談事業 ・子育てに関する各種講座の実施 	こども家庭支援課

施策9 介護者支援の充実

高齢社会において、親や配偶者など家族の介護を担う人は増加することが考えられ、家族を介護する側のワーク・ライフ・バランスを実現するため、介護者の負担感や不安を軽減するような環境を整え、きめ細かに支援します。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 家族介護者への支援の実施</p> <p>家族の介護を行う人の負担を軽減し、家庭生活、仕事等を両立できる環境を整えます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者家族介護教室 ・ 生活支援型ショートステイ事業 ・ 有償家事援助介護サービス ・ 緊急一時保護の実施 ・ 介護保険に関する相談支援 ・ ミドルステイ事業 	<p>地域ケア推進課 長寿応援課 障害者支援課 介護保険課</p>

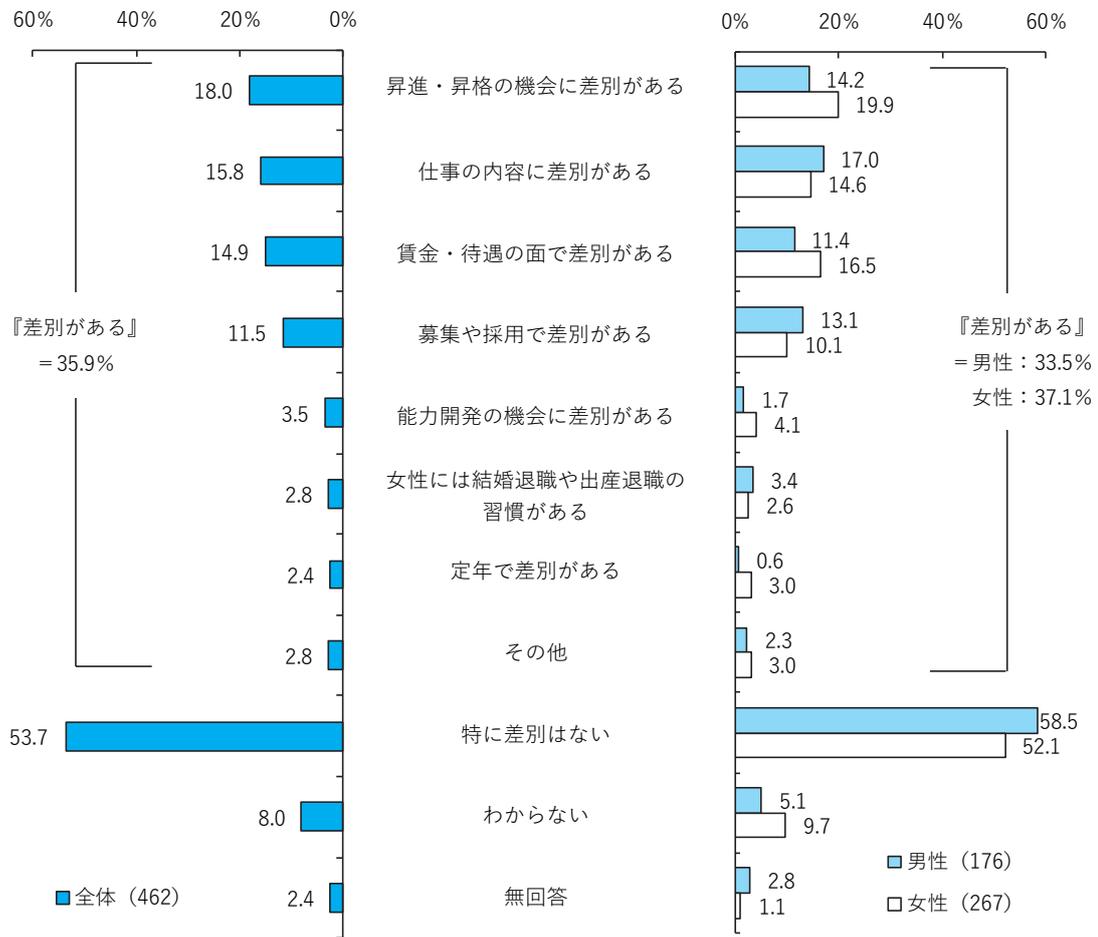
課題5 働く場における男女共同参画の推進

働くことを希望する人が、性別にかかわらず能力を発揮できる社会の実現と、働きやすい職場づくりを進めていくことが重要です。

《現状と課題》

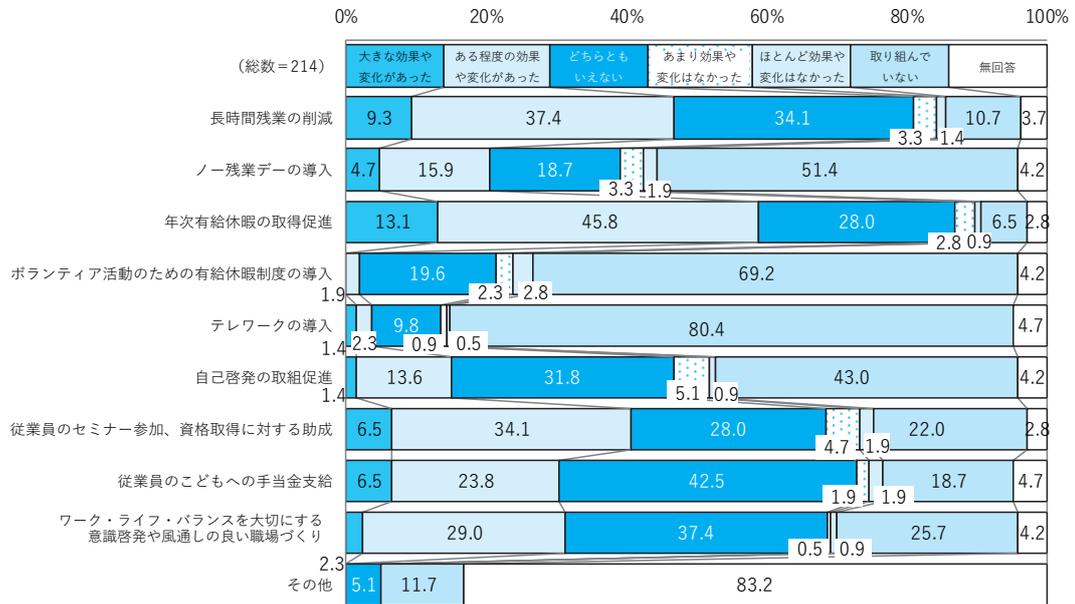
- 就業により生活の経済的基盤を確保することは、自己実現につながるものであり、ワーク・ライフ・バランスを実現するために重要です。
- 女性の年齢別就業率をみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを示しています。(図表 10-1、10-2 参照)
- 区民調査によれば、区民が働く職場において、昇進・昇格の機会、仕事の内容、賃金・待遇の面、募集や採用など何らかの差別があるという回答が3割を超えています。(図表 3-13 参照)
- 企業（事業所）調査によれば、平成 26（2014）年度の前回調査と比べ、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる企業は増加しており、取り組みのうち一定の効果があったものとしては、「年次有給休暇の取得促進」「長時間残業の削減」が上位に挙げられています。また、ワーク・ライフ・バランス推進の効果として、従業員の健康保持、従業員の満足度や仕事への意欲の高まり、仕事の効率化などが実感として示されています。(図表 3-14、3-15 参照)
- こうしたことから、働く場における男女間の均等な機会や待遇を確保するとともに、働くことを希望する女性の就業を支援することが求められます。また、従来の長時間労働を前提とした働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、区民や事業者に情報提供や働きかけを行い、誰もが働きやすい職場としていくことが必要です。

図表3-13 職場における男女差別



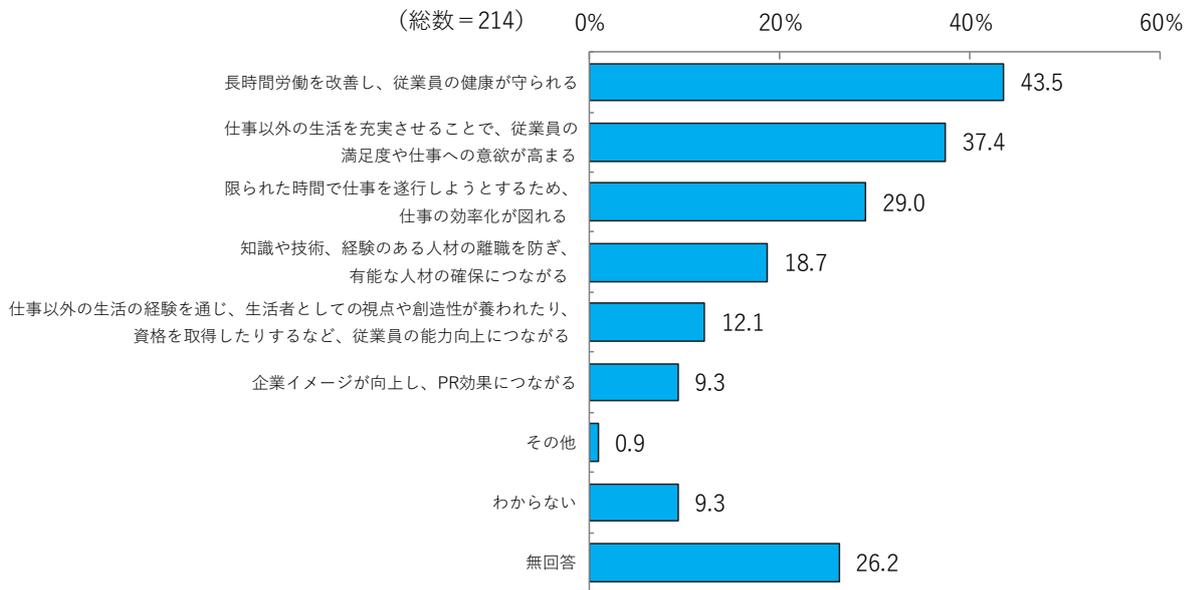
※ 『差別がある』 = 100% - 「特に差別はない」 - 「わからない」 - 「無回答」

図表3-14 ワーク・ライフ・バランス推進のための取り組み



※『効果や変化があった』＝「大きな効果や変化があった」＋「ある程度の効果や変化があった」
 ※『効果や変化がなかった』＝「あまり効果や変化がなかった」＋「ほとんど効果や変化はなかった」

図表3-15 ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んだ効果



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
職場における男女差別がない割合	区民調査	53.7%	80%

施策10 職場の男女共同参画に関する情報の提供

多様な就業形態において男女共同参画を推進するため、区内の事業所や労働者に向けて男女共同参画に関する法制度などの情報提供を行います。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 職場の男女平等・男女共同参画の推進に関連する情報の提供</p> <p>区内の企業や労働者に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの情報提供を実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等を通じた情報提供 	<p>経済課 男女共同参画推進センター</p>
<p>2 男女がともに働きやすい職場の事例紹介</p> <p>仕事と育児・介護の両立支援制度や女性の管理職を増やすポジティブ・アクションなどの好事例を紹介します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等を通じた情報提供 	<p>男女共同参画推進センター</p>

施策 11 継続的な就業の促進

働く場における女性の活躍を推進するため、継続的な就労を支援し、子育てなどでキャリアを中断した女性には再就職や起業など多様な働き方の実現に向けて、ニーズに応じた相談体制を充実し、職業能力向上を図ります。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 子育てでキャリアを中断した女性の再就職支援</p> <p>子育てのため、仕事を中断していた女性を対象とした再就職準備セミナー等の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再就職準備セミナー ・こうとう若者・女性しごとセンターにおける就労支援の実施 ・ハローワークとの共催事業 ・東京しごとセンターとの連携 	<p>経済課 男女共同参画推進センター</p>
<p>2 起業の支援</p> <p>起業を目指す女性に向けた創業支援セミナー等の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援セミナー、相談、資金融資 	<p>経済課 男女共同参画推進センター</p>
<p>3 キャリア形成の支援</p> <p>働く女性に向けた講座を開催する等、キャリア形成についての知識・情報を提供します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内中小企業への情報提供（新規） ・男女共同参画学習事業（新規） 	<p>経済課 男女共同参画推進センター</p>
<p>4 女性活躍推進協議会の設置</p> <p>女性活躍推進に関する取り組みが効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会の設立を検討します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区関係所管と民間事業者との情報共有、連携を進める基盤形成を図る 	<p>経済課 男女共同参画推進センター</p>

施策 12 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

性別にかかわらず能力を発揮でき、働きやすい職場づくりに向け、区内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスのメリットや先進的な取り組み事例などを情報提供するとともに、男女の賃金格差や昇進・昇格の格差の問題などについて意識啓発を行います。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の支援</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進のメリットや先進事例などを広報紙等で紹介するなど啓発に努め、企業に対する実効性のある支援策を検討し、実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業への情報提供 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業 ・育児休業・介護休暇等の取得促進に向けた企業への働きかけ 	<p>経済課 男女共同参画推進センター</p>
<p>2 新たな働き方や価値観についての理解の促進</p> <p>企業に対し、課題解決に向けて各種セミナーを開催する。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こうとう若者・女性しごとセンターにおけるセミナーの開催（新規） ・ワーク・ライフ・バランス推進事業（経営者向け講座）（新規） 	<p>経済課 男女共同参画推進センター</p>

男女共同参画審議会の意見

「働く場でのワーク・ライフ・バランス推進を！」

すべての人がともに自ら希望するバランスで職場・家庭・地域での生活を充実させるためには、家事・子育て・介護など個人の生活面での役割分担、意識啓発に加えて、働く場におけるワーク・ライフ・バランスの意識啓発が欠かせません。また、子育てや介護などを理由にキャリアを中断することなく働き続けられることも重要です。

そのため、経済部門と連携し、事業所の経営者層への意識啓発に加えて、個人の希望に応じて働き続けられるための仕組みづくりに向け、事業所とともに検討し、取り組みを積極的に支援していくことを期待します。

目標Ⅲ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

課題6 地域における男女共同参画の推進

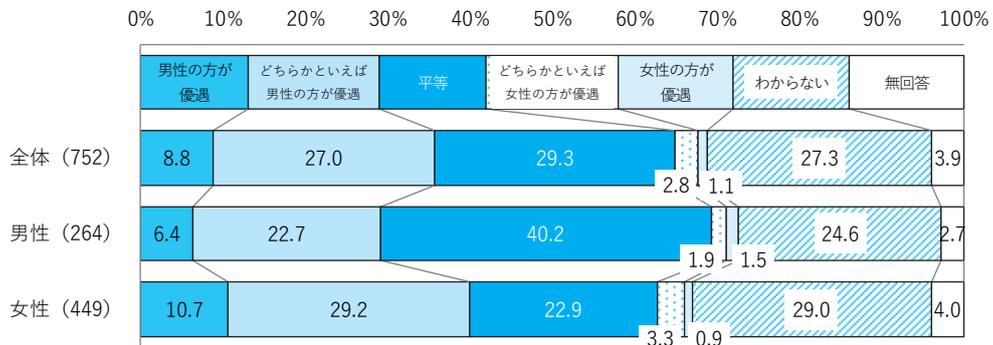
働き方の見直しなども合わせて、多様な年代の誰もがさらに地域活動に参画しやすい条件や環境を整える必要があります。

《現状と課題》

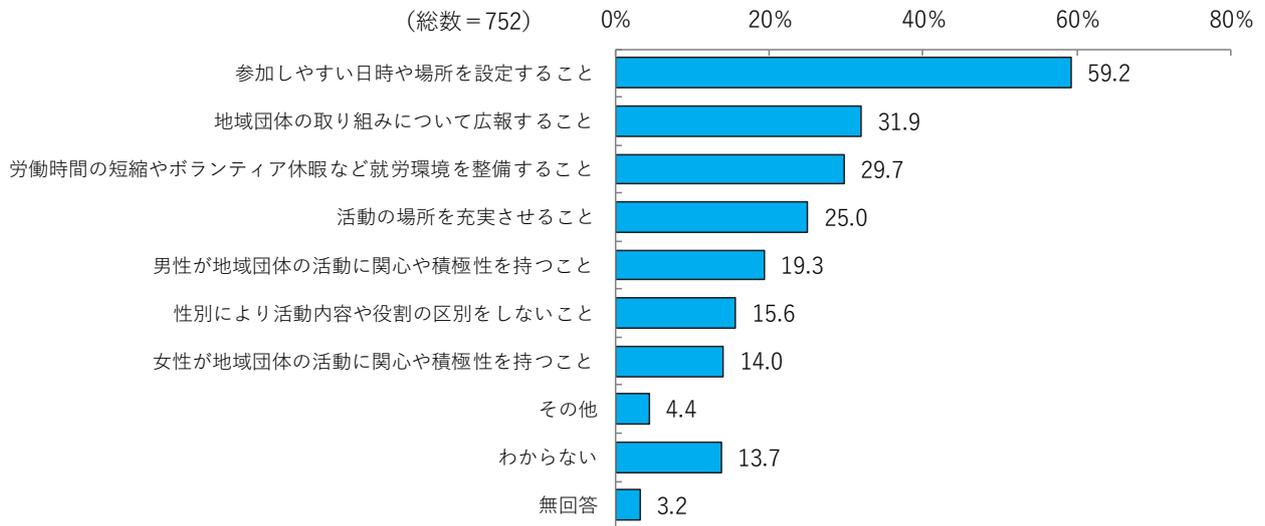
- 全国的に地域活動の担い手の確保や高齢化が課題となっており、複雑化・多様化する地域の課題やニーズに対応するためには、性別や年齢など多様な人材が必要とされています。
- 区民調査によれば、地域活動にまったく参加していない人は約5割を占めており、特に若年層でその割合が高くなっています。地域社会における男女の地位の平等感については、男性優遇と感じている割合は全体では3割台半ばですが、女性では4割近くに達しています。(図表3-16 参照)
- また、男女とも地域活動に参加しやすくするためには、参加しやすい日時や場所の設定が約6割で最も多く、次いで広報、就労環境の整備が挙げられています。(図表3-17 参照)
- こうしたことから、区民が地域活動に参加しやすい環境の整備や支援を検討していく必要があります。近年災害が多発しており、こうした災害の発生は市民生活を脅かし、とりわけ女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることから、平常時から、まちづくりや防災について、男女共同参画の視点から考えていくことが重要です。

第3章 計画の内容

図表 3 - 16 男女の地位の平等感（地域社会）



図表 3 - 17 男女とも地域活動に参加しやすくするため必要なこと



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
地域社会で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	区民調査	29.3%	50%

施策13 地域活動における男女共同参画の推進

身近な暮らしの場である地域の活動に、性別や年代にかかわらず多様な人が参画できるよう、情報提供やきっかけづくり、参画しやすい環境を整えます。また、意識や行動改革を促すための学習機会の充実や女性リーダーの育成を図ります。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 地域活動参加のきっかけづくり</p> <p>働き盛りの女性・男性や、定年を迎えた世代、家庭で育児に専念する方などが地域活動に参加するきっかけとして、情報提供や学習・交流の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画学習事業 ・パルカレッジ ・シニア世代地域活動あと押し事業 ・老人クラブ ・一時保育/派遣一時保育の実施 	<p>男女共同参画推進センター 長寿応援課</p>
<p>2 地域活動を担う女性リーダーの育成</p> <p>地域活動を担う女性のリーダーを育成します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パルカレッジ ・男女共同参画フォーラム 	<p>男女共同参画推進センター</p>

施策 14 男女共同参画の視点にたった地域づくりの推進

区民主体のまちづくりに関するワークショップや、行政の計画づくりの過程において、男女共同参画の視点を取り入れるため、女性の参画を推進します。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 まちづくりに男女共同参画の視点を活かすしくみづくり まちづくりワークショップなど区民が主体となってまちづくりを進める場に女性が参画することを促進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営・防災訓練などへの女性の参画促進 ・ユニバーサルデザインまちづくりのワークショップの開催 ・男女共同参画学習事業（新規） 	防災課 まちづくり推進課 男女共同参画推進センター
<p>2 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進 男女共同参画の視点を盛り込み、地域防災計画を推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進 	防災課

課題7 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

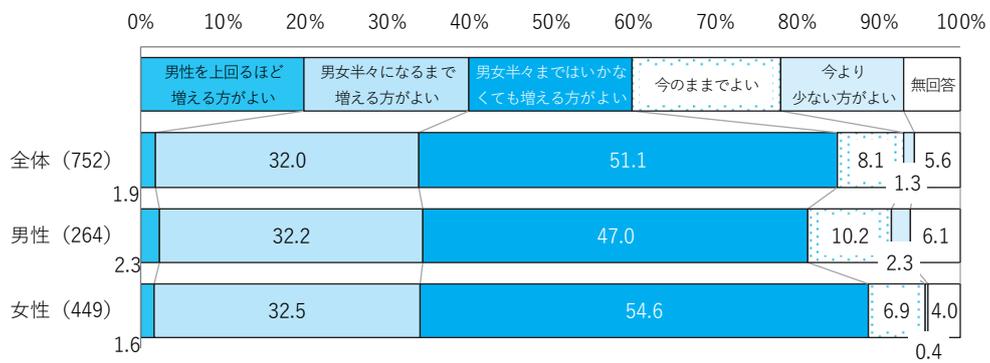
多様な視点にたって区政を考えていくため、女性の参画を進めるとともに、誰もが参画しやすい環境づくりが重要です。

《現状と課題》

- 政治・経済・社会などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女がともに参画することは、少子化や人口減少、価値観の多様化などに伴う社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる豊かで活力ある社会の実現につながります。
- 本区の審議会等における女性委員の参画率は平成24年以降3割を超えていましたが、令和元年には30.0%で、東京23区平均や都内平均を下回っています。
- 区民調査によれば、区議会や審議会など政策決定の場への女性の参画について、「男女半々まではいなくても、今より増える方がよい」が約半数で、「男女半々になるまで増える方がよい」と合わせて8割以上が女性の参画が進むことを希望しています。（図表3-18参照）
- こうしたことから、区の審議会等における女性の参画をさらに進め、女性・男性の双方の視点にたって区政を考えていく必要があります。また、性別にかかわらず参加しやすい会議運営の方法を検討するなど、政策・方針決定過程に参画しやすい環境づくりを進めることも重要です。

第3章 計画の内容

図表 3 - 18 政策決定の場への女性の参画に対する考え方



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
区の審議会等への女性の参画率	進捗状況調査	30.0%	40%

施策 15 区の審議会等への女性の参画推進

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、区の審議会等において女性の積極的な登用を図ります。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 審議会等への女性の参画推進</p> <p>区の審議会等における女性委員の参画状況を調査し、特に女性委員がいない審議会等に関しては、各所管に対し、『0から1』への働きかけを行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内各所管課への働きかけ ・審議会等における男女別の参画状況調査の実施 	<p>男女共同参画推進センター</p>

男女共同参画審議会の意見

「多様な視点を取り入れた区政運営を！」

令和元年度の区の審議会等への女性の参画率は30.0%で、令和7年度の目標値とする40%とは依然として大きな差があります。第4次行動計画以降、「女性委員のいない審議会等に対する『0から1への働きかけ』」を継続し、一時改善が見られたものの、近年は、東京23区や都内市町村を含めた都内平均を下回る状況にあります。

今後は、政策・方針決定過程において誰もが対等に参画できるよう、女性の公募人数枠の拡充や、性別に偏りがある行政委員会等での積極的な登用について、審議会等を所管する部署に対し、改選時期を捉えて働きかけることを期待します。

目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します

江東区配偶者暴力対策基本計画（課題8）

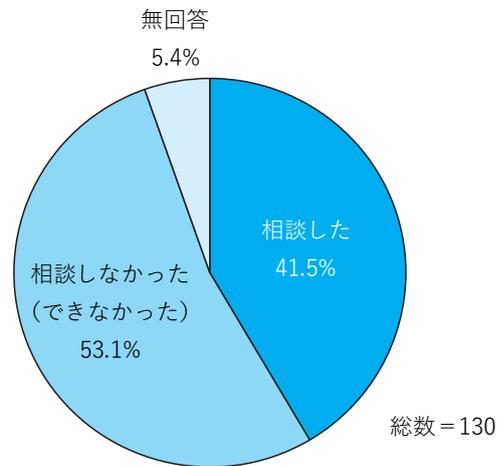
課題8 DVの防止と被害者の支援

地域全体で暴力の根絶を目指すとともに、相談から自立支援まで一貫した被害者支援に取り組む必要があります。

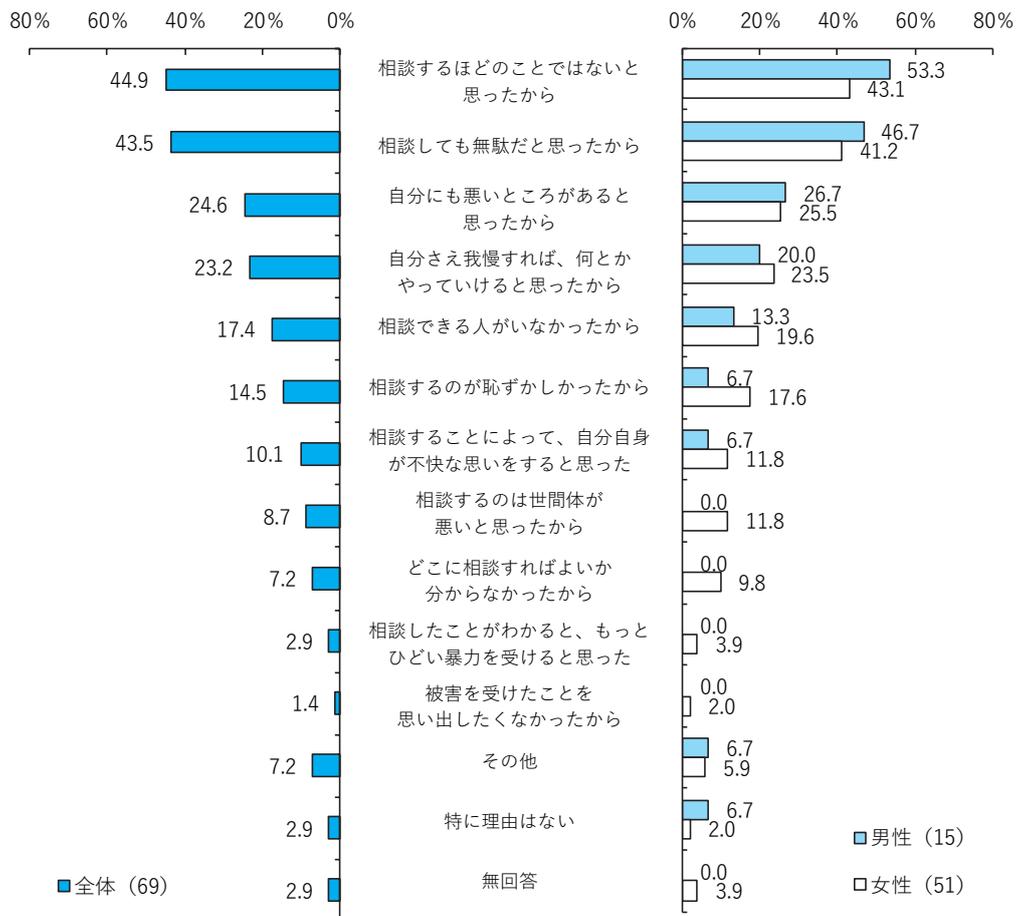
《現状と課題》

- 本計画の目標Ⅳ（課題8）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」として位置づけます。
- 配偶者や恋人など親密なパートナーからの暴力（以下、DV）は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。家庭内で起こることが多いため、周囲から気づかれにくく、問題の解決を難しくしています。また、その家庭に子どもがいる場合、子どもの人格形成への影響、子ども自身への虐待が問題となり、DV被害者とその子どもも含めた対応が必要となります。コロナ禍にあっては、生活の変化やストレスによって、DVや虐待のリスクが高まっていると言われています。
- 区民調査によれば、これまでに配偶者等から身体的・精神的・性的・経済的な暴力を受けたことがある人は約2割で、このうち、暴力を受けた時に「相談しなかった（できなかった）」人は半数を超えています。相談しなかった（できなかった）理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」「相談しても無駄だと思ったから」がそれぞれ4割程度となっており、DVが当事者間の問題として、なかなか表面化しにくい実態が表れています。（図表3-19、3-20参照）
- 同じく区民調査によれば、暴力防止や被害者支援のために必要な対策としては、被害者のための相談や避難場所の充実が上位となっているほか、特に女性では、被害者の自立のための支援策の充実が多く挙げられています。（図表3-21参照）
- さらに、若年層では、交際相手からの暴力（デートDV）が問題となっており、引き続きDVの未然防止や潜在的な被害者への対応、相談窓口の充実、自立への支援等を推進していく必要があります。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層への意識啓発を進めることが重要です。
- このように、暴力を未然に防ぎ、暴力を容認しないという意識を地域全体に広めるとともに、被害者に対して相談から自立支援まで切れ目ない支援を継続していく必要があります。

図表3-19 暴力を受けたときの相談の有無

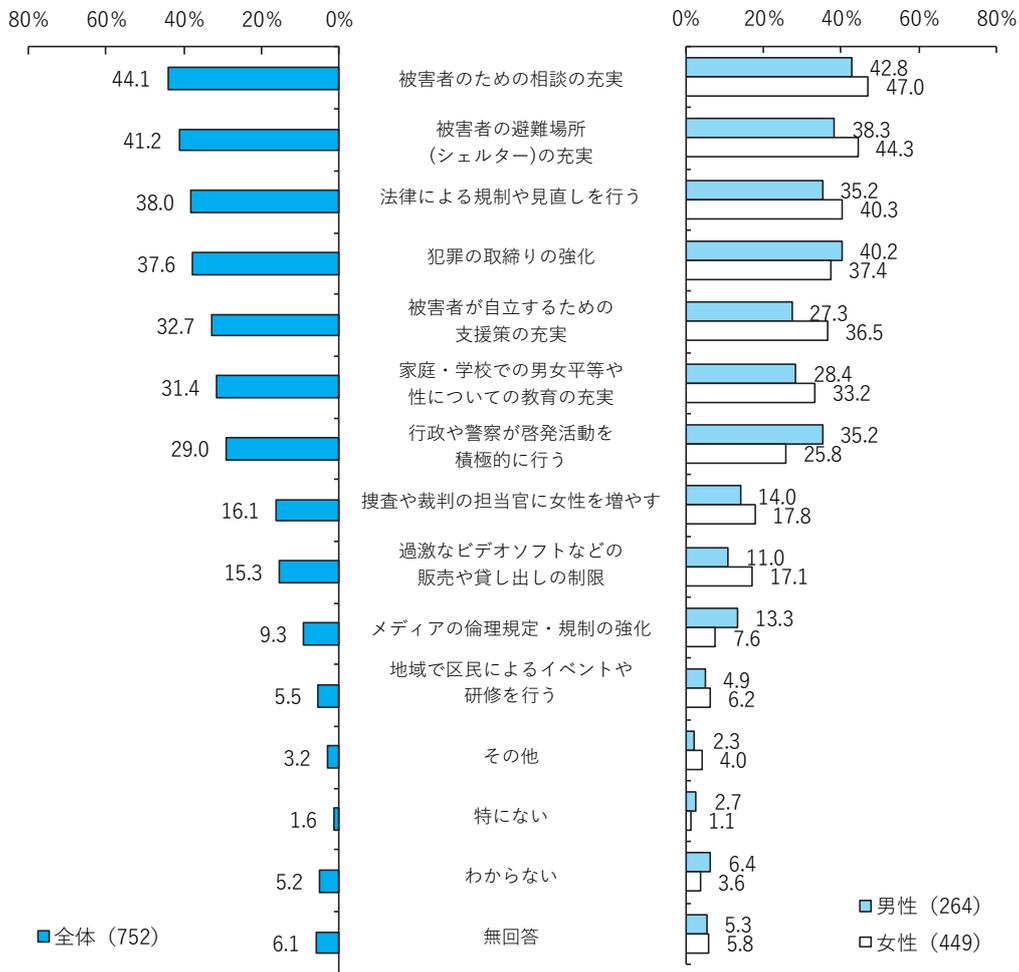


図表3-20 相談しなかった・できなかった理由



第3章 計画の内容

図表3-21 暴力防止や被害者の支援のために必要な対策



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
DV相談窓口を知っている区民の割合	区民アンケート	28.3%	70%

施策 16 暴力を許さない地域づくり

区民一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、地域全体であらゆる暴力の根絶を目指します。また、交際相手からの暴力（デートDV）防止に向け、若年層の意識啓発にも取り組みます。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 区民に対する情報提供・啓発の推進</p> <p>様々な機会や情報提供の手段を通じて、男女間の暴力被害が人権侵害であることを周知し、啓発活動を進めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙での情報提供 ・ ホームページでの情報提供 ・ 講座・講演会の実施 	<p>男女共同参画推進センター</p>
<p>2 若い世代を対象とした予防教育の実施</p> <p>デートDVを予防するため、学校・PTAと連携しながら、若い世代のデートDV防止に向けた意識啓発を推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレットの配布などによる意識啓発 ・ デートDV防止の出前講座の実施 	<p>男女共同参画推進センター 指導室</p>

施策 17 相談窓口の充実と安全の確保

相談から自立まで切れ目ない支援ができるよう、関係各所と連携しながら取り組みます。被害者やその子ども等が問題を抱え込まないように、相談窓口を充実し周知を図るとともに、被害者等やその子ども等の安全を確保するため、必要な支援を適切に受けられる体制を整備します。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 配偶者暴力相談支援センター機能の推進</p> <p>相談から自立まで一貫した支援ができるように、配偶者暴力相談支援センターを中心に被害者支援をさらに推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の専門研修によるスキルアップ 	<p>男女共同参画推進センター</p>
<p>2 相談窓口の充実</p> <p>被害者やその子どもが問題を抱え込まないように、相談窓口を充実するとともに広報に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のなやみとDV相談 ・女性のための法律相談 ・男性相談事業の検討 ・LGBT等相談事業の検討（新規） ・婦人・母子・父子・家庭相談 ・児童虐待相談 ・相談窓口に関する情報提供 ・高齢者、障害者虐待に関する相談、精神保健相談、人権相談 	<p>男女共同参画推進センター 保護第一・第二課 子ども家庭支援課 地域ケア推進課 障害者支援課 各保健相談所 人権推進課</p>
<p>3 被害者及び子どもの安全の確保</p> <p>被害者の緊急一時保護や住民票等の閲覧・交付の制限、区の関係部署、警察等の関係機関との連携などにより、被害者やその子どもの安全確保を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保護施設の活用 ・子ども、高齢者、障害者の一時保護 ・住民票等の写しの閲覧・交付の制限 ・就学、転校時の適切な対応 	<p>保護第一・第二課 子ども家庭支援課 地域ケア推進課 障害者支援課 区民課 学務課 指導室</p>

施策 18 自立に向けた支援

被害者の新たな生活を支援するため、経済的基盤の確立、就労の場の確保、住まいやこどもの養育などの生活基盤の確保など、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を継続的に行う体制を整えます。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 生活支援の充実</p> <p>被害者がいち早く新たな生活に移行できるように、きめ細かな生活支援を実施していきます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の実施 ・母子及び父子福祉資金の貸付 ・生活困窮者自立相談等支援事業 ・男女共同参画学習事業 	<p>保護第一・第二課 男女共同参画推進センター</p>
<p>2 就労支援の充実</p> <p>被害者が早期に自立生活を始められるように、各種給付金支給や就労に関する相談やセミナーなどの支援を行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金 ・東京しごとセンターとの連携 ・就職・起業支援セミナー 	<p>保護第一・第二課 男女共同参画推進センター 経済課</p>

施策 19 人材の育成

被害者が安心して相談できるよう、相談員の専門的能力を高めるとともに、窓口で対応する職員等に研修を行い、職員の意識向上を図り、二次被害を防止します。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 職員等の育成</p> <p>職員・相談員、窓口対応の職員等の育成を図ることによって、被害者への対応を充実させるとともに、職員の不適切な対応による二次被害を防止します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対する一般研修の実施 	<p>男女共同参画推進センター</p>

施策 20 関係機関との連携

あらゆる暴力の根絶に向け、幅広い連携・協力体制を整備し、被害者一人ひとりの状況に応じた実効性のある支援体制を整えます。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 女性に対する暴力問題連絡会議の実施</p> <p>庁内各課の担当者との連絡会議を定期的を開催することにより、情報共有を図るとともに、関係各課、関係機関との連絡調整を行います。また、研修会、講演会、ケース会議も随時実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力問題連絡会議の実施 	<p>男女共同参画推進センター</p>
<p>2 関連する支援機関等との連携</p> <p>警察や東京都の配偶者暴力相談支援センターとの緊密な連携を図り、相談機能やその他の援助機能の支援体制の充実を図っていきます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する支援機関等との連携 	<p>男女共同参画推進センター</p>

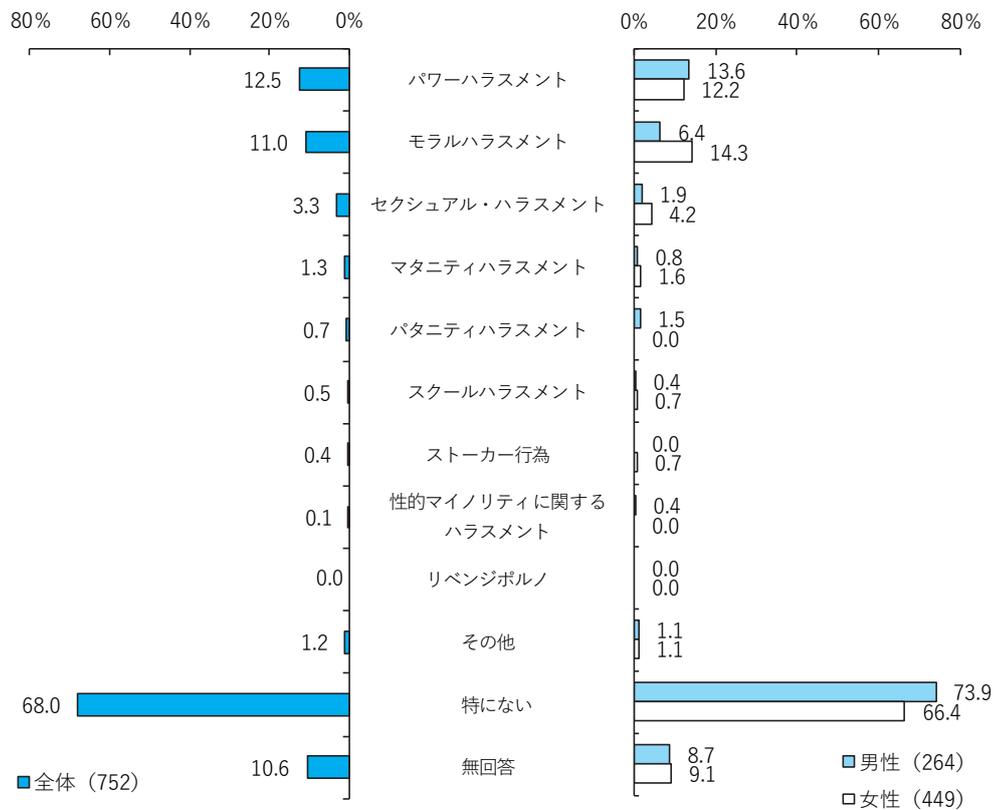
課題9 性暴力、ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援

あらゆる情報媒体や機会を活用した意識啓発に加え、個々のケースに応じて柔軟に相談や支援を展開する必要があります。

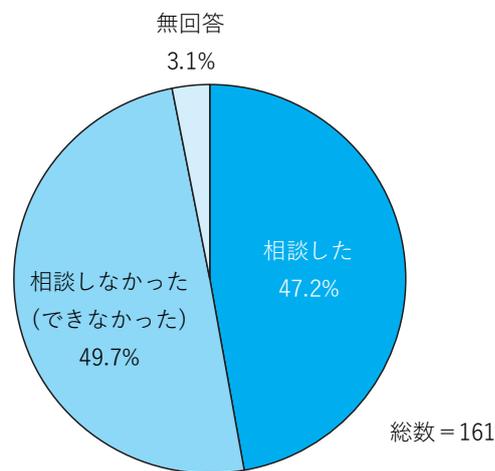
《現状と課題》

- DVだけでなく、ハラスメントやストーカー行為、児童・高齢者・障害者への虐待も重大な人権侵害です。世界的にはSNSを中心にセクシュアル・ハラスメントや性暴力など性被害の経験を告発する「#MeToo」運動が話題を呼び、女性に対する暴力の問題が改めて浮き彫りにされました。
- 区民調査によれば、過去1年以内に職場・学校・地域・家庭などで何らかのハラスメント等を受けた経験がある人（「特になし」と「無回答」以外）は約2割で、ハラスメント等を受けた時に「相談しなかった（できなかった）」人は約半数に上っています。（図表3-22、3-23参照）
- 女性活躍推進法の一部改正（令和元年6月）に伴い、職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務となるとともに、相談したことなどを理由とする不利益取扱いの禁止など、セクシュアル・ハラスメント対策も強化されています。
- 女性や、児童・高齢者・障害者など脆弱な状況にある人々に暴力が向けられることのないよう、引き続き、あらゆる情報媒体や機会を活用した意識啓発のほか、個々のケースに応じた相談や支援を柔軟に展開していく必要があります。

図表 3 - 22 ハラスメント等を受けた経験



図表 3 - 23 ハラスメント等を受けたときの相談の有無



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
ハラスメントをこの1年間に受けた経験のない人の割合	区民調査	68.0%	90%

施策 21 性暴力、ハラスメントなどの防止と被害者支援

性暴力や様々なハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、モラルハラスメント等）などを防止するため、各種媒体を活用した情報提供や意識啓発に取り組みます。また、性暴力被害者のための相談にも対応していきます。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 ハラスメントなどの防止に向けた啓発</p> <p>様々な情報媒体や機会を活用して、ハラスメント等の防止に関する講座の実施、相談機関の情報提供など啓発活動の充実に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙での情報提供 ・ ホームページでの情報提供 ・ 講座・講演会の実施 	<p>男女共同参画推進センター 人権推進課</p>
<p>2 性暴力被害者への相談の実施</p> <p>性暴力被害者に対する相談を実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談事業の実施 	<p>男女共同参画推進センター</p>

男女共同参画審議会の意見

「ハラスメント防止と対策の徹底を！」

国は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策を強化するとともに、パワーハラスメントの防止対策についても事業主に義務付けています。

区には、区民が悩みを抱えた際に対応する支援策を講じること、区内事業所に対するハラスメント防止に向けた啓発などの取り組みを充実することを希望します。さらに、男女共同参画のモデル事業所として庁内のハラスメント防止対策を強化し、働きやすい環境づくりを目指してください。

施策 22 虐待の早期発見・救済

児童・高齢者・障害者への虐待を防止するため、各種媒体を活用した情報提供や意識啓発、相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保のため早期発見と救済、一人ひとりに合わせた柔軟な支援に努めます。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 児童・高齢者・障害者への虐待防止の啓発</p> <p>様々な情報媒体や機会を活用するとともに、キャンペーン活動などを通して、啓発活動の充実に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙での情報提供 ・ ホームページでの情報提供 ・ 講座・講演会の実施 ・ キャンペーン活動の実施 	<p>男女共同参画推進センター</p> <p>こども家庭支援課</p> <p>地域ケア推進課</p> <p>障害者支援課</p> <p>人権推進課</p>
<p>2 児童・高齢者・障害者への虐待に関する相談窓口の充実</p> <p>児童・高齢者・障害者への虐待についての相談窓口を充実し、一人ひとりに合わせた柔軟な支援を行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども家庭支援センター ・ 長寿サポートセンター（地域包括支援センター） ・ 障害者虐待防止センター 	<p>こども家庭支援課</p> <p>地域ケア推進課</p> <p>障害者支援課</p>
<p>3 職員・相談員等の育成</p> <p>相談業務のさらなるレベルアップを目指し、職員・相談員等に対して専門研修の実施、充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員、相談員に対する研修の実施 	<p>こども家庭支援課</p>
<p>4 関係機関との連携</p> <p>区内の関係各課、関係機関との連携を強化するとともに、地域ネットワークの強化を図ることによって、児童・高齢者・障害者への虐待の予防、早期発見・救済、支援ができる体制の確立を目指します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会の実施 ・ 健診・相談等の事業における予防・早期発見 ・ 地域自立支援協議会（新規） ・ 長寿サポートセンター等関係機関との連携（新規） 	<p>こども家庭支援課</p> <p>各保健相談所</p> <p>障害者支援課</p> <p>地域ケア推進課</p>

目標Ⅴ 行動計画を積極的に推進します

課題10 推進体制の充実

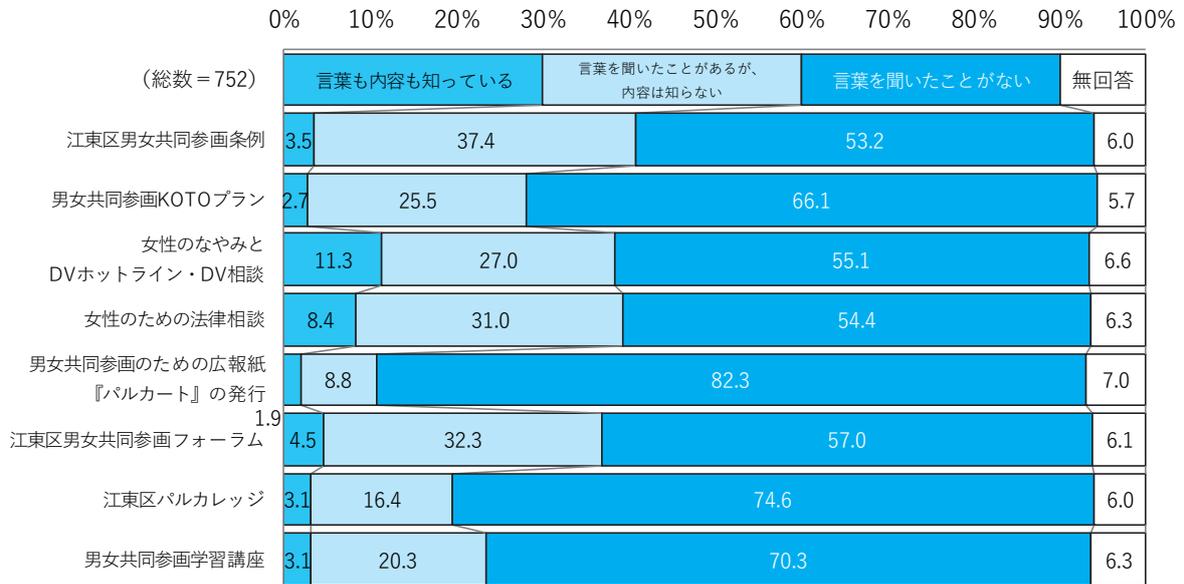
男女共同参画推進の取り組みのさらなる周知を図り、具体的な取り組みを着実に推進していくことが必要です。

《現状と課題》

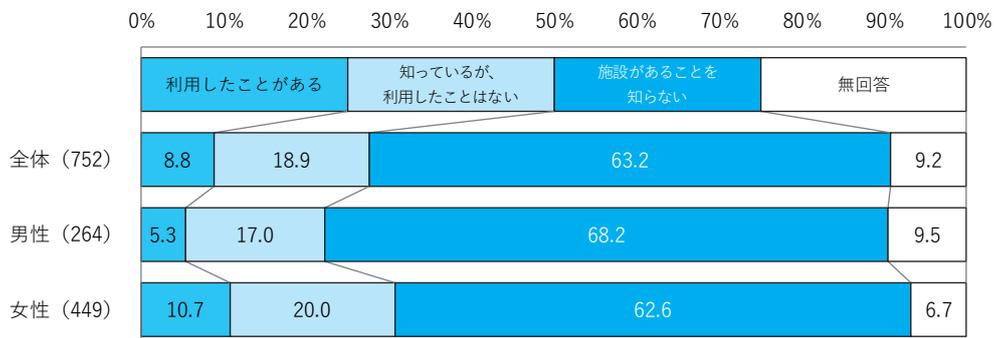
- 本計画を着実に推進するためには、区職員一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解し、日頃から男女共同参画の視点を持って職務に当たることが重要です。
- 区民調査では、本区の男女共同参画推進に関する施策すべてについて「言葉を聞いたことがない」という回答が半数を超えており、区民に浸透していない実態がうかがえます。また、同調査によれば、男女共同参画推進センターを利用したことがある人は1割未満で、「知っているが利用したことはない」を合わせても、当センターの認知度は約3割にとどまっています。（図表3-24、3-25参照）
- 近年の区の管理職（課長職以上）における女性割合は横ばい傾向で、令和2年には15.2%と、管理職登用が進んでいない状況があります。（図表13参照）
- 男女共同参画を推進するための施策は多岐にわたるため、男女共同参画推進センターを中心に、全庁で取り組む必要があります。本計画の趣旨と目標達成に向けた施策を区民に周知し、意識啓発や人材育成、相談事業を充実していく必要があります。また、区役所はモデル事業所として、管理・監督職における女性の比率の向上、男性職員の育児・介護休業の取得促進などを積極的に進める必要があります。
- さらに、区だけでは対応困難な課題に対しては、区民や市民団体、事業者などとの協働により、男女共同参画の取り組みを着実に推進していくことが重要です。

第3章 計画の内容

図表 3 - 24 男女共同参画推進に関する区の施策の認知度



図表 3 - 25 男女共同参画推進センターの認知と利用



評価指標	根拠となるデータ	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
男女共同参画推進センターの認知度	区民調査	27.7%	50%
区の管理職における女性の割合	所管課調査	15.2%	30%

施策 23 男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画社会の実現を推進するための拠点として、男女共同参画推進センターの充実を図ります。センター事業として、意識啓発や学習の場の提供、人材や団体の育成、相談の充実に取り組み、区民との協働・交流を推進します。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 男女共同参画学習の充実</p> <p>区民に対する意識啓発及び学習の場を提供します。就学前のこどもがいる人も気軽に参加できるように、一時保育の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画学習事業 ・一時保育/派遣一時保育の実施 ・保育ボランティアの育成 	男女共同参画推進センター
<p>2 男女共同参画を推進する人材・団体の育成・活用</p> <p>男女共同参画の意識を持って地域で活動できる人材・団体を育成、活用します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パルカレッジ ・男女共同参画フォーラム 	男女共同参画推進センター
<p>3 男女共同参画に関する情報提供の充実</p> <p>男女共同参画の推進に役立つ情報を収集、発信します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の発行 ・メールマガジンの発行 ・ホームページ等による情報提供・啓発 ・図書・資料の収集・提供 	男女共同参画推進センター
<p>4 相談事業の実施</p> <p>女性の悩みを解決するための相談事業の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のための法律相談 	男女共同参画推進センター
<p>5 区民との協働・交流の充実</p> <p>区民との協働・交流の場の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画フォーラム ・パルシティまつり 	男女共同参画推進センター

施策 24 庁内における男女共同参画の推進

区が率先して庁内における男女共同参画を推進することにより、モデル事業所としての役割を果たしていきます。また、男女共同参画に対する職員の意識向上や管理・監督者における女性参画を進めるとともに、男女がともに働きやすい職場づくりに取り組みます。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 男女共同参画に対する職員の意識の向上</p> <p>職員を対象に、男女共同参画に関する意識の向上を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の充実 ・職員報による意識啓発 ・職員意識の把握 ・メールマガジンの発行 	<p>職員課 広報広聴課 男女共同参画推進センター</p>
<p>2 庁内の昇任制度における男女共同参画の推進</p> <p>女性の管理・監督職を増やし、庁内の意思決定過程における男女共同参画を進めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職等試験対策講座の充実 	<p>職員課</p>
<p>3 男女がともに働きやすい職場づくりの推進</p> <p>女性・男性がともに働きやすい職場づくりに向けたしくみの充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職場におけるセクシュアル・ハラスメント基本方針」の周知・徹底 ・育児・介護休業制度取得の促進 ・セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントの相談の実施 ・子育て支援や女性活躍に関する江東区特定事業主行動計画の推進 	<p>職員課</p>

男女共同参画審議会の意見

「女性管理職比率の向上を！」

令和元年度の区の管理職における女性の割合は 15.2%で、依然として女性の管理職登用は進んでいない状況です。この背景には、女性自身の意識や自己評価の形成を規定する社会構造や家庭・教育の問題、子育てや介護など家庭生活と仕事との両立の難しさなどがうかがえます。

区には、実態把握に基づき、上司からの働きかけの工夫、家庭との両立支援策などにより、女性をはじめ誰もがチャンスをつかみとることのできる環境づくりを期待します。

施策 25 区民参画及び庁内推進体制の充実

学識経験者・団体・公募区民で構成する江東区男女共同参画審議会を開催を通じ、区の男女共同参画推進に向けた区民の参画を促します。

また、庁内においては、関係部署との連携を図り、施策の進捗状況や区民の意識・実態の変化を定期的に把握しながら、男女共同参画に関する施策を着実に実行していきます。

取り組み内容	関係する所管
<p>1 関係部署との連携</p> <p>関係部署と連携し、関連する施策や事業などの資源を活用して、男女共同参画を推進します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画条例等の周知 ・男女共同参画推進行政会議の運営 	<p>男女共同参画推進センター</p>
<p>2 男女共同参画行動計画の進捗状況の把握</p> <p>施策の進捗状況や区民の意識・実態の変化を把握しながら、男女共同参画行動計画における目標の達成を目指します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画行動計画進捗状況調査の実施 ・区民アンケートの実施 ・区政世論調査の実施 ・男女共同参画に関する意識実態調査の実施 	<p>男女共同参画推進センター 企画課 広報広聴課</p>
<p>3 区民との協働による男女共同参画の推進</p> <p>学識経験者、団体、公募区民で構成する江東区男女共同参画審議会において、計画の進捗状況等について協議するとともに、必要な建議を行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会の運営 	<p>男女共同参画推進センター</p>

事業一覽

目標	課題	施策・事業・所管	頁数	
目標Ⅰ	課題1	施策1 男女共同参画の意識啓発の推進		
		1 男女共同参画に関する情報提供の推進		
		① 広報紙の発行	男女共同参画推進センター	33
		② メールマガジンの発行	男女共同参画推進センター	33
		③ ホームページ等による情報提供・啓発	男女共同参画推進センター	33
		2 男女共同参画学習事業の推進		
	① 男女共同参画学習事業	男女共同参画推進センター	33	
	課題2	施策2 家庭における男女平等教育の推進		
		1 家庭教育に関する学習機会の提供		
		① 家庭教育講演会	地域教育課	36
		② 地区家庭教育学級	地域教育課	36
		③ 幼児の親の家庭教育学級	地域教育課	36
		④ 幼児の道徳性育成研修会	指導室	36
		⑤ 小・中学生の親の家庭教育学級	地域教育課	36
⑥ 年長児の親の家庭教育学級		地域教育課	36	
⑦ 男女共同参画学習事業	男女共同参画推進センター	36		
2 家庭教育相談の推進				
① ワンストップ型教育相談窓口	教育センター	36		

目 標 Ⅰ	課 題 Ⅱ	施策 3 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進			
		1 職員研修の的確な実施			
		① 保育担当者研修	保育計画課	37	
		② 幼稚園・小・中学校教員研修	指導室	37	
		2 男女平等観を育む学習内容や指導方法の的確な実施			
		① 男女平等の視点にたった各教科等の指導の実施	指導室	37	
		② 学校生活における固定的性別役割分担意識に基づく通念・慣習等の見直し	指導室	37	
		③ 個性や性別役割を多様にとらえた図書・資料の提供	指導室、図書館	37	
		3 男女平等の視点にたった進路や職業に関する指導の実施			
		① 教育研究会、進路指導主任研修会等での啓発	指導室	37	
	4 男女平等の視点にたった教育相談の実施				
	① スクールカウンセラーによる教育相談	教育支援課	37		
	② スクールソーシャルワーカーの活用	教育支援課	37		
	課 題 Ⅲ	施策 4 セクシュアリティについての理解の促進			
		1 LGBT等についての意識啓発			
		① 講座・講演会の開催	男女共同参画推進センター 人権推進課	40	
		② 学校における出前講座（新規）	男女共同参画推進センター	40	
③ LGBT等理解の促進（新規）		男女共同参画推進センター 人権推進課	40		
2 様々な性を尊重する教育の実施					
① 学校における性教育の推進		指導室	40		
② 学校におけるLGBT等に関する教育の推進	指導室	40			

目標 I	課題 3	施策5 心とからだの健康支援			
		1 性別・年代等に応じた健康診査・検診等の推進			
		① 健康相談（診査）事業	健康推進課 各保健相談所	4	1
		② 乳がん検診	健康推進課	4	1
		③ 子宮頸がん検診	健康推進課	4	1
		④ 生活習慣病予防健診	各保健相談所	4	1
		⑤ 男女共同参画学習事業	男女共同参画推進センター	4	1
		2 妊娠・出産期における健康支援の推進			
		① 妊婦健康診査	保健予防課	4	1
		② 妊婦歯科健診	保健予防課	4	1
		③ ゆりかご面接（新規）	各保健相談所	4	1
		④ 母親栄養相談事業	各保健相談所	4	1
		⑤ 新生児（産婦）訪問指導（新規）	各保健相談所	4	1
		⑥ 乳幼児健診（新規）	各保健相談所	4	1
		⑦ 両親学級 育児学級 育児相談等（新規）	各保健相談所	4	1
		3 心の健康づくりの推進			
		① 精神保健相談	各保健相談所	4	1
		② 子育て相談 心の発達相談	各保健相談所	4	1
		③ ゲートキーパー研修	保健予防課	4	1

目標Ⅱ	課題4	施策6 家庭における男女共同参画の推進		
		1 男性を対象とする情報提供、相談、学習の場の充実		
		① 男性相談事業の検討	男女共同参画推進センター	45
		② 男女共同参画学習事業	男女共同参画推進センター	45
		2 男性の育児・介護休業の取得促進		
		① 広報紙を通じた情報提供	男女共同参画推進センター	45
		② ホームページ等での情報提供	男女共同参画推進センター	45
		3 男性に対する育児への参画促進		
		① 両親学級	各保健相談所	45
		② 家庭教育講演会	地域教育課	45
		③ 父親講座	こども家庭支援課 男女共同参画推進センター	45
		④ 児童館行事への父親の参加促進	こども家庭支援課	45
		4 男性に対する介護への参画促進		
		① 高齢者家族介護教室	地域ケア推進課	45
		施策7 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発		
		1 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発		
		① 講座・講演会の実施	男女共同参画推進センター	46

目標Ⅱ	課題4	施策8 子育て支援の充実			
		1 働きながら子育てする人の支援			
		① 保育所の整備	保育計画課	46	
		② 病児・病後児保育事業	保育課	46	
		③ 江東きっずクラブの整備	地域教育課	46	
		④ 緊急一時保育事業	保育課	46	
		⑤ 認可外保育施設保護者負担軽減事業	保育課	46	
		⑥ 私立学童クラブ運営助成	地域教育課	46	
		⑦ 私立保育所の運営助成	保育課	46	
		⑧ 保育室・家庭福祉員への運営助成	保育課	46	
		⑨ 認証保育所への運営助成	保育課	46	
		⑩ ファミリーサポート事業の充実	こども家庭支援課	46	
		2 ひとり親家庭への支援			
		① 母子及び父子相談	保護第一・第二課	47	
		② 母子生活支援施設の活用	保護第一・第二課	47	
		③ 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金	保護第一・第二課	47	
		④ 自立支援教育訓練給付金	保護第一・第二課	47	
		3 子育て中のリフレッシュ支援			
		① リフレッシュひととき保育	こども家庭支援課	47	
		② 子育てひろば事業	こども家庭支援課 保育計画課	47	
③ 非定型一時保育の実施	保育課	47			

目 標 Ⅱ	課 題 4	施策 8 子育て支援の充実（つづき）			
		4 子育てに関する相談・講座の実施			
		① 子育てに関する相談事業	こども家庭支援課	47	
		② 子育てに関する各種講座の実施	こども家庭支援課	47	
		施策 9 介護者支援の充実			
		1 家族介護者への支援の実施			
		① 高齢者家族介護教室	地域ケア推進課	48	
		② 生活支援型ショートステイ事業	長寿応援課	48	
		③ 有償家事援助介護サービス	長寿応援課	48	
		④ 緊急一時保護の実施	障害者支援課	48	
	⑤ 介護保険に関する相談支援	介護保険課	48		
	⑥ ミドルステイ事業	障害者支援課	48		
	課 題 5	施策 10 職場の男女共同参画に関する情報の提供			
		1 職場の男女平等・男女共同参画の推進に関連する情報の提供			
		① ホームページ等を通じた情報提供	経済課 男女共同参画推進センター	52	
2 男女がともに働きやすい職場の事例紹介					
	① 広報紙等を通じた情報提供	男女共同参画推進センター	52		

目標Ⅱ	課題Ⅴ	施策 1 1 継続的な就業の促進		
		1 子育てでキャリアを中断した女性の再就職支援		
		① 再就職準備セミナー	経済課 男女共同参画推進センター	53
		② こうとう若者・女性しごとセンターにおける就労支援の実施	経済課	53
		③ ハローワークとの共催事業	経済課	53
		④ 東京しごとセンターとの連携	男女共同参画推進センター	53
		2 起業の支援		
		① 創業支援セミナー、相談、資金融資	経済課 男女共同参画推進センター	53
		3 キャリア形成の支援		
		① 区内中小企業への情報提供（新規）	経済課	53
		② 男女共同参画学習事業（新規）	男女共同参画推進センター	53
		4 女性活躍推進協議会の設置		
		① 区関係所管と民間事業者との情報共有、連携を進める基盤形成を図る	経済課 男女共同参画推進センター	53
		施策 1 2 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進		
		1 企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の支援		
		① 企業への情報提供	経済課 男女共同参画推進センター	54
		② ワーク・ライフ・バランス推進事業	経済課 男女共同参画推進センター	54
		③ 育児休業・介護休暇等の取得促進に向けた企業への働きかけ	経済課 男女共同参画推進センター	54
		2 新たな働き方や価値観についての理解の促進		
		① こうとう若者・女性しごとセンターにおけるセミナーの開催（新規）	経済課	54
② ワーク・ライフ・バランス推進事業（経営者向け講座）（新規）	男女共同参画推進センター	54		

目 標 Ⅲ	課 題 6	施策 1 3 地域活動における男女共同参画の推進			
		1 地域活動参加のきっかけづくり			
		① 男女共同参画学習事業	男女共同参画推進センター	57	
		② パルカレッジ	男女共同参画推進センター	57	
		③ シニア世代地域活動あと押し事業	長寿応援課	57	
		④ 老人クラブ	長寿応援課	57	
		⑤ 一時保育／派遣一時保育の実施	男女共同参画推進センター	57	
		2 地域活動を担う女性リーダーの育成			
		① パルカレッジ	男女共同参画推進センター	57	
		② 男女共同参画フォーラム	男女共同参画推進センター	57	
	施策 1 4 男女共同参画の視点にたった地域づくりの推進				
	1 まちづくりに男女共同参画の視点を活かすしくみづくり				
	① 避難所運営・防災訓練などへの女性の参画推進	防災課	58		
	② ユニバーサルデザインまちづくりのワーク ショップの開催	まちづくり推進課	58		
	③ 男女共同参画学習事業（新規）	男女共同参画推進センター	58		
	2 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進				
	① 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の 推進	防災課	58		
	課 題 7	施策 1 5 区の審議会等への女性の参画推進			
		1 審議会等への女性の参画推進			
① 庁内各所管課への働きかけ		男女共同参画推進センター	61		
	② 審議会等における男女別の参画状況調査の実施	男女共同参画推進センター	61		

目標 Ⅳ	課題 Ⅷ	施策 1 6 暴力を許さない地域づくり		
		1 区民に対する情報提供・啓発の推進		
		① 広報紙での情報提供	男女共同参画推進センター	65
		② ホームページでの情報提供	男女共同参画推進センター	65
		③ 講座・講演会の実施	男女共同参画推進センター	65
		2 若い世代を対象とした予防教育の実施		
		① バンフレットの配布などによる意識啓発	男女共同参画推進センター	65
		② デートDV防止の出前講座の実施	男女共同参画推進センター 指導室	65
		施策 1 7 相談窓口の充実と安全の確保		
		1 配偶者暴力相談支援センター機能の推進		
		① 相談員の専門研修によるスキルアップ	男女共同参画推進センター	66
		2 相談窓口の充実		
		① 女性のなやみとDV相談	男女共同参画推進センター	66
		② 女性のための法律相談	男女共同参画推進センター	66
		③ 男性相談事業の検討	男女共同参画推進センター	66
		④ LGBT等相談事業の検討（新規）	男女共同参画推進センター	66
⑤ 婦人・母子・父子・家庭相談	保護第一・第二課	66		
⑥ 児童虐待相談	こども家庭支援課	66		
⑦ 相談窓口に関する情報提供	男女共同参画推進センター	66		
⑧ 高齢者、障害者虐待に関する相談、精神保健相談、人権相談	地域ケア推進課、 障害者支援課、 各保健相談所、人権推進課	66		

目 標 Ⅳ	課 題 Ⅷ	施策 17 相談窓口の充実と安全の確保（つづき）			
		3 被害者及びこどもの安全の確保			
		① 緊急一時保護施設の活用	保護第一・第二課	66	
		② こども、高齢者、障害者の一時保護	こども家庭支援課、 地域ケア推進課、 障害者支援課	66	
		③ 住民票等の写しの閲覧・交付の制限	区民課	66	
		④ 就学、転校時の適切な対応	学務課、指導室	66	
		施策 18 自立に向けた支援			
		1 生活支援の充実			
		① 生活保護の実施	保護第一・第二課	67	
		② 母子及び父子福祉資金の貸付	保護第一・第二課	67	
		③ 生活困窮者自立相談等支援事業	保護第一・第二課	67	
		④ 男女共同参画学習事業	男女共同参画推進センター	67	
		2 就労支援の充実			
		① 自立支援教育訓練給付金	保護第一・第二課	67	
		② 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金	保護第一・第二課	67	
		③ 東京しごとセンターとの連携	男女共同参画推進センター	67	
		④ 就職・起業支援セミナー	男女共同参画推進センター 経済課	67	
		施策 19 人材の育成			
		1 職員等の育成			
		① 職員に対する一般研修の実施	男女共同参画推進センター	67	

目標 IV	課題 8	施策 20 関係機関との連携		
		1 女性に対する暴力問題連絡会議の実施		
		① 女性に対する暴力問題連絡会議の実施	男女共同参画推進センター	68
		2 関連する支援機関等との連携		
	① 関連する支援機関等との連携	男女共同参画推進センター	68	
	課題 9	施策 21 性暴力、ハラスメントなどの防止と被害者支援		
		1 ハラスメントなどの防止に向けた啓発		
		① 広報紙での情報提供	男女共同参画推進センター	71
		② ホームページでの情報提供	男女共同参画推進センター	71
		③ 講座・講演会の実施	人権推進課 男女共同参画推進センター	71
		2 性暴力被害者への相談の実施		
		① 相談事業の実施	男女共同参画推進センター	71
		施策 22 虐待の早期発見・救済		
		1 児童・高齢者・障害者への虐待防止の啓発		
		① 広報紙での情報提供	男女共同参画推進センター こども家庭支援課、地域ケア推進課、障害者支援課	72
		② ホームページでの情報提供	こども家庭支援課、地域ケア推進課、障害者支援課	72
		③ 講座・講演会の実施	人権推進課、こども家庭支援課、地域ケア推進課、障害者支援課、男女共同参画推進センター	72
④ キャンペーン活動の実施		人権推進課、男女共同参画推進センター、こども家庭支援課	72	

目標 IV	課題 9	施策 2 2 虐待の早期発見・救済（つづき）		
		2 児童・高齢者・障害者への虐待に関する相談窓口の充実		
		① 子ども家庭支援センター	こども家庭支援課	72
		② 長寿サポートセンター（地域包括支援センター）	地域ケア推進課	72
		③ 障害者虐待防止センター	障害者支援課	72
		3 職員・相談員等の育成		
		① 職員、相談員に対する研修の実施	こども家庭支援課	72
		4 関係機関との連携		
		① 要保護児童対策地域協議会の実施	こども家庭支援課	72
		② 健診・相談等の事業における予防・早期発見	各保健相談所	72
③ 地域自立支援協議会（新規）	障害者支援課	72		
④ 長寿サポートセンター等関係機関との連携（新規）	地域ケア推進課	72		
目標 V	課題 10	施策 2 3 男女共同参画推進センターの充実		
		1 男女共同参画学習の充実		
		① 男女共同参画学習事業	男女共同参画推進センター	75
		② 一時保育／派遣一時保育の実施	男女共同参画推進センター	75
		③ 保育ボランティアの育成	男女共同参画推進センター	75
		2 男女共同参画を推進する人材・団体の育成・活用		
		① パルカレッジ	男女共同参画推進センター	75
② 男女共同参画フォーラム	男女共同参画推進センター	75		

目標 V	課題 10	施策 2 3 男女共同参画推進センターの充実（つづき）			
		3 男女共同参画に関する情報提供の充実			
		① 広報紙の発行	男女共同参画推進センター	75	
		② メールマガジンの発行	男女共同参画推進センター	75	
		③ ホームページ等による情報提供・啓発	男女共同参画推進センター	75	
		④ 図書・資料の収集・提供	男女共同参画推進センター	75	
		4 相談事業の実施			
		① 女性のための法律相談	男女共同参画推進センター	75	
		5 区民との協働・交流の充実			
		① 男女共同参画フォーラム	男女共同参画推進センター	75	
		② パルシティまつり	男女共同参画推進センター	75	
		施策 2 4 庁内における男女共同参画の推進			
		1 男女共同参画に対する職員の意識の向上			
		① 職員研修の充実	職員課	76	
		② 職員報による意識啓発	広報広聴課	76	
		③ 職員意識の把握	職員課	76	
		④ メールマガジンの発行	男女共同参画推進センター	76	
		2 庁内の昇任制度における男女共同参画の推進			
		① 管理職等試験対策講座の充実	職員課	76	

目標 V	課題 10	施策 2 4 庁内における男女共同参画の推進（つづき）		
		3 男女がともに働きやすい職場づくりの推進		
		① 「職場におけるセクシュアル・ハラスメント基本方針」の周知・徹底	職員課	76
		② 育児・介護休業制度取得の促進	職員課	76
		③ セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントの相談の実施	職員課	76
		④ 子育て支援や女性活躍に関する江東区特定事業主行動計画の推進	職員課	76
		施策 2 5 区民参画及び庁内推進体制の充実		
		1 関係部署との連携		
		①男女共同参画条例等の周知	男女共同参画推進センター	77
		② 男女共同参画推進行政会議の運営	男女共同参画推進センター	77
		2 男女共同参画行動計画の進捗状況の把握		
		① 男女共同参画行動計画進捗状況調査の実施	男女共同参画推進センター	77
		② 区民アンケートの実施	企画課	77
		③ 区政世論調査の実施	広報広聴課	77
		④ 男女共同参画に関する意識実態調査の実施	男女共同参画推進センター	77
		3 区民との協働による男女共同参画の推進		
① 男女共同参画審議会の運営	男女共同参画推進センター	77		

資料編

1 計画策定の経過

	開催日時	検討内容
令和2年 5月	5月18日 江東区男女共同参画審議会 (第1回中止)	(1) 第9期委員就任委嘱状交付 (2) 諮問について
6月	6月1日 江東区男女共同参画推進 行政会議(第1回)	(1) 第6次江東区男女共同参画行動計画の令和元年度進 捗状況調査報告について (2) 江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告及び 第7次江東区男女共同参画行動計画策定について
7月	7月6日 江東区男女共同参画審議会 専門部会	(1) 性的マイノリティ当事者等に対する意識実態調査報 告書について
	7月13日 江東区男女共同参画審議会 (第2回)	(1) 第9期審議会の運営について (2) 令和元年度進捗状況調査報告について (3) 江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告につ いて (4) 性的マイノリティ当事者等に対する意識実態調査報 告書について (5) 第7次江東区男女共同参画行動計画策定について
8月	8月24日 江東区男女共同参画審議会 (第3回)	(1) 国の男女共同参画に関する最近の動向について (2) 第7次江東区男女共同参画行動計画骨子案について (3) 行動計画の基本理念の検討について
9月	9月9日 江東区女性に対する暴力問題 連絡会議	(1) 配偶者暴力相談支援センターの業務について (2) 令和元年度のDV相談件数等について (3) 配偶者暴力対策基本計画の改定について
10月	10月29日 江東区男女共同参画推進 行政会議(第2回)	(1) 第7次江東区男女共同参画行動計画の計画名称と 基本理念について (2) 計画体系の見直しについて (3) 第7次江東区男女共同参画行動計画(素案)につ いて (4) パブリックコメントの実施について (5) 性的マイノリティ当事者等に対する意識実態調査 報告について

	開催日時	検討内容
11月	11月16日 江東区男女共同参画審議会 (第4回)	(1) 第7次江東区男女共同参画行動計画の基本理念について (2) 第7次江東区男女共同参画行動計画(素案)について (3) パブリックコメントの実施について
12月	12月1日～12月22日 パブリックコメントの実施	提出人数34人(計40件)
令和3年 1月	1月12日 江東区男女共同参画推進 行政会議(第3回)	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第7次江東区男女共同参画行動計画(案)について
	1月25日 江東区男女共同参画審議会 (第5回)	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 「男女共同参画KOTOプラン2021」(案)及び審議会委員からの素案に関するご意見について (3) 答申案について
2月	2月15日 江東区男女共同参画審議会 (第6回)	(1) 第7次江東区男女共同参画行動計画(答申)

【計画素案に関するパブリックコメントの実施結果】

- (1) 実施期間 令和2年12月1日～12月22日
- (2) 周知方法
- 1 こうとう区報12月1日号(パブリックコメント特集号)に計画(素案)の概要掲載
 - 2 区ホームページに計画(素案)全文を掲載
 - 3 こうとう情報ステーション(区役所2階)、人権推進課(区役所4階1番)、男女共同参画推進センター2階情報資料室に閲覧用冊子を配架
- (3) 提出方法 郵送(区報掲載のはがき等)、FAX、窓口持参、区ホームページ
- (4) 提出人数・件数 34人、計40件

2 江東区男女共同参画審議会

(1) 江東区男女共同参画審議会運営要領

制定 平成 16 年 7 月 16 日 16 江総人第 76 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日 24 江総男第 81 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江東区男女共同参画条例（平成 16 年 4 月江東区条例第 1 号）（以下「共同参画条例」という。）第 15 条の規定に基づき、江東区男女共同参画審議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の 15 名以内の委員は次の範囲で構成する。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 学識経験者 | 3 名以内 |
| (2) 地域及び関係団体の構成員 | 10 名以内 |
| (3) 一般公募 | 5 名以内 |

2 委員の任期は、委嘱の日より 2 年以内の最終の 3 月 31 日までとする。ただし、新しく委員が委嘱任命されるまで在任する。

3 委員は再任されることを妨げない。ただし、学識経験者を除き、その回数は 3 期までとする。

4 区長は、必要があるときは臨時委員をおくことができる。

(庶務)

第 3 条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画推進センターにおいて処理する。

(委任)

第 4 条 前各号に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 江東区男女共同参画審議会委員名簿 (第9期)

(敬称略)

職	氏名	選出区分
会長	江上 千恵子	学識経験者
副会長	櫻木 晃裕	学識経験者
副会長	古谷 英恵	学識経験者
委員	奥山 浩希	団体推薦
委員	下島 真希	団体推薦
委員	神保 恵一	団体推薦
委員	鈴木 智美	団体推薦
委員	関口 朗太	団体推薦
委員	田中 英之	団体推薦
委員	藤森 京子	団体推薦
委員	長田 智之	公募委員
委員	金子 寿子	公募委員
委員	松山 亜紀	公募委員
委員	余語 恵利華	公募委員
委員	吉安 慎二	公募委員

3 男女共同参画のあゆみ

<国際婦人年以降の男女共同施策に関する国内外の動き>

実施年	世界(国連等)	国	東京都	江東区
1975年 (昭和50年)	・1975年からの10年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」を採択	・総理府に婦人問題企画推進本部を設置	・国際婦人年「婦人をつどい」開催	
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定(昭和52～61年度)		
1978年 (昭和53年)			・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定(昭和54～60年度)	
1979年 (昭和54年)	・国連総会「女性差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の10年中間年世界会議」開催(コペンハーゲン)			
1981年 (昭和56年)	・ILO総会にて「156号条約」採択	・国内行動計画後半期重点目標決定		
1983年 (昭和58年)			・「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定(昭和58～平成2年度)	・総務部に「婦人問題担当主査」設置 ・「婦人関係行政推進会議」発足
1984年 (昭和59年)				・「婦人問題懇談会」発足 ・「婦人問題意識調査」報告書発行
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年最終年世界会議」開催(ナイロビ)	・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女性差別撤廃条約」批准	・「国連婦人の10年」都民会議開催	・第1回婦人をつどい開催
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行		
1987年 (昭和62年)		・「新国内行動計画」策定(昭和62～平成12年度)		・生活文化課(新設)「婦人問題主査」設置
1989年 (平成元年)				・女性センター工事着手
1990年 (平成2年)			・女性問題協議会報告	・生活文化課「婦人会館開設準備主査」設置

実施年	世界(国連等)	国	東京都	江東区
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」策定(平成3～12年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性センター」開設 ・女性団体自主学習助成事業開始
1992年 (平成4年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「女性行動計画」策定(平成3～12年度) ・情報誌「CAN DO」創刊
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 			<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興部に「女性政策課」設置 ・女性大学一般コース開講
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連人口・開発会議(カイロ)リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む行動計画採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部を設置 		
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議開催(北京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO総会にて「156号条約」批准 ・「育児休業法」改正 ・「育児・介護休業法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京ウィメンズプラザ開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進基金を設置 ・職員向け提言書「男女協働プラン」作成
1996年 (平成8年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「女性問題懇談会」を改め「男女平等推進懇談会」発足
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」成立 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2次行動計画「男女共同参画プラン」策定(平成9～12年度) ・「CAN DO」改め「江東の女性」発行
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定(平成10～19年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「職場におけるセクシュアル・ハラスメント基本方針」策定
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」施行 		
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性と仕事の未来館開館 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー行為規制法)」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画基本条例」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等の意識と生活に関する調査」実施

実施年	世界(国連等)	国	東京都	江東区
2001年 (平成13年)		・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立		・総務部「男女平等推進課」へ組織改正 ・第3次行動計画「男女共同参画プラン21」策定(平成13～22年度)
2002年 (平成14年)			・「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン2002」策定(平成14～18年度)	
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援推進法」施行		
2004年 (平成16年)		・「DV防止法」改正		・総務部「人権推進課」へ組織改正 ・「女性センター」から「男女共同参画推進センター」へ名称変更 ・「江東区男女共同参画条例」制定 ・附属機関「男女共同参画審議会」発足
2005年 (平成17年)		・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		
2006年 (平成18年)			・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定(平成18～20年度)	・第4次行動計画「男女共同参画プラン21－改定版－」策定(平成18～22年度)
2007年 (平成19年)		・「DV防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン2007」(平成19～23年度)	
2008年 (平成20年)		・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「女性の参画加速プログラム」策定		・「女性のなやみとDV相談」開設
2009年 (平成21年)	・ESCAP「北京行動綱領」の実施に関するハイレベル政府間レビュー会合(「バンコク宣言」採択)	・「育児・介護休業法」一部改正	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(平成21～23年度) ・「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」作成	・「男女共同参画に関する意識実態調査」実施

実施年	世界(国連等)	国	東京都	江東区
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)(「宣言」採択)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定		
2011年 (平成23年)	・UN Women(ジェンダー平等と女性エンパワーメントのための国連機関)正式発足			・総務部「男女共同参画推進センター」に組織改正 ・男女共同参画審議会答申 ・第5次行動計画「男女共同参画KOTOプラン」策定(平成23～27年度)
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」策定	・「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2012」(平成24～28年度) ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(平成24～28年度) ・「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」改定	
2013年 (平成25年)		・「DV防止法」改正 ・「ストーカー行為規制法」改正 ・「男女雇用機会均等法施行規則」改正		
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」決定		・「男女共同参画に関する意識実態調査」実施
2015年 (平成27年)	・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)(北京宣言及び行動綱領等の実施状況と評価) ・UN Women 日本事務所開設	・子ども・子育て支援新制度施行 ・「次世代育成支援対策推進法」10年延長 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の制定	・「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」改定	・男女共同参画審議会答申 ・第6次行動計画「男女共同参画KOTOプランー改訂版ー」策定(平成28～32年度) ・「こうとうの女性」改め「Palcato(パルカート)」発行

実施年	世界(国連等)	国	東京都	江東区
2015年 (平成27年)	・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	・「男女共同参画基本計画(第4次)」策定		
2016年 (平成28年)	・第60回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)(女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連性、女性・女児に対する暴力の撤廃及び防止等)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)全面施行 ・「男女雇用機会均等法」改正(妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務を新設) ・「育児・介護休業法」改正(仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備等) ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(規制対象行為の拡大、罰則の見直し等)	・「東京都女性活躍推進白書」策定	
2017年 (平成29年)		・「育児・介護休業法」改正(育児休業期間の延長、育児休業等制度の個別周知、育児目的休暇の新設等) ・「刑法」改正(規制対象行為の拡大、非親告罪化等)	・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定(「東京都女性活躍推進計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」で構成)	
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定・施行	・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」制定	
2019年 (平成31～令和元年)		・「働き方改革関連法案」が順次施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」改正		・「男女共同参画に関する意識実態調査」実施 ・「性的マイノリティ当事者等に対する意識実態調査」実施
2020年 (令和2年)	・WHOによる新型コロナウイルス感染症のパンデミック(世界的な大流行)宣言 ・国連報告書「政策概要：新型コロナウイルスの女性への影響」	・「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」緊急提言 ・「男女共同参画基本計画(第5次)」策定	・男女平等参画のための都市間ネットワーク(CHANGE)の設立	・男女共同参画審議会答申 ・第7次行動計画「男女共同参画KOTOプラン2021」策定(令和3～7年度)

4 関連法や条例等

(1) 江東区男女共同参画条例

平成 16 年 3 月 17 日
条例第 1 号

目次
前文
第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
第 2 章 基本的施策(第 8 条—第 12 条)
第 3 章 苦情及び相談の申出
(第 13 条・第 14 条)
第 4 章 男女共同参画審議会
(第 15 条—第 20 条)
第 5 章 雑則(第 21 条)
附則

かつて災禍の元凶であった「水」を「水彩都市・江東」の魅力に塗り替え、「ごみ問題」克服のために先進的に取り組んできた江東区は、少子高齢化の急速な進展や集合住宅建設の急増等に伴う地域社会の変化に直面している。これらの変化に対応し、さらに住みよい江東区を創っていくためには、社会生活や家庭生活などあらゆる活動において男女が平等に支えあっていく必要がある。

江東区は、日本国憲法のうたう人権と平和の尊重を区の基本理念とし、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んできた。しかし、性別による固定的な役割分担意識など、いまだ根強く、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が求められている。

すべての区民が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮していく江東区を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに江東区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(2) 積極的改善措置 男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)に居住し、勤務し、在学し、又は区内で活動するすべての個人をいう。

(4) 事業者 公的機関若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず、区内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。

(1) 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、直接的であるか間接的であるかを問わず性別を理由とする差別的な取扱いを受けないこと。

(2) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、男女の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。

(3) 男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程において、社会の対等な構成員として参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに家庭生活及び職業生活等を両立すること。

(5) 男女共同参画社会の形成が、国際社会における取組に密接な関係を有していることを理解し、国際的協調の下に行われること。

(性別を理由とする差別的取扱い等の禁止)

- 第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、男女間における身体的若しくは精神的な苦痛を与える暴力又は児童虐待その他あらゆる暴力的行為をしてはならない。
- 3 何人も、他人を不快にさせる性的な言動をし、又はその言動によって生活環境を乱し、若しくはその言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与える行為をしてはならない。
- 4 何人も、公衆に表示する情報において、性別を理由とする人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。

(区の責務)

- 第5条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 区は、区民、事業者、国及び他の自治体と連携及び協力して男女共同参画社会の形成に取り組まなければならない。
- 3 区は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するため、必要な体制の整備及び区の職員に対する男女共同参画社会の形成に関する意識の啓発並びに財政上の措置を講じなければならない。

(区民の責務)

- 第6条 区民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を主体的に推進するよう努めなければならない。
- 2 区民は、区が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念に基づき、雇用その他の分野における事業活動において、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、区が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 区長は、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「行動計画」という。)を定めなければならない。

- 2 区長は、行動計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第15条に規定する江東区男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 区長は、行動計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。
- 5 区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年作成し、これを公表しなければならない。

(基本的施策)

第9条 区は、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 区の附属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図ること。
- (2) 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育における必要な措置を講じること。
- (3) 事業者に対し、雇用の分野における必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況等について報告を求め、適切な措置を講じるよう協力を求めること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように必要な支援を行うこと。
- (5) 男女が性及び健康について、互いの人権を尊重し理解を深めるとともに、生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあるように学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援を行うこと。
- (6) 男女共同参画社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うこと。

(調査研究)

第10条 区は、男女共同参画社会の形成に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(普及啓発)

第 11 条 区は、基本理念に対する区民及び事業者の理解を深めるため、積極的な広報活動の実施及び普及啓発に努めるものとする。

(拠点施設)

第 12 条 区は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施し、並びに区民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を総合的に支援する拠点施設を設けるものとする。

第 3 章 苦情及び相談の申出

(苦情の申出)

第 13 条 区民及び事業者は、区が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策による人権侵害に対する苦情がある場合は、区長に申し出ることができる。

2 区長は、前項の規定による苦情の申出に適切に対応するために第三者の機関を設置するものとする。

3 前項の第三者の機関は、第 1 項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、江東区男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(相談の申出)

第 14 条 区民及び事業者は、性別を理由とする差別的な取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に対する相談がある場合は、区長に申し出ることができる。

2 区長は、前項の申出に適切に対応するため、男女共同参画相談員を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、第 1 項の申出に係る相談に応じ、必要な調査及び助言を行うほか、関係行政機関への通知その他の必要な措置を講じるものとする。

第 4 章 男女共同参画審議会

(設置)

第 15 条 男女共同参画社会の形成に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、江東区男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 16 条 審議会は、区長の諮問に応じ、行動計画の策定、変更その他男女共同参画社会の形成

の推進に係る重要な事項を調査及び審議し、区長に意見を述べることができる。

2 審議会は、男女共同参画社会の形成の基本的施策の実施状況について調査及び審議し、区長に意見を述べることができる。

3 審議会は、第 13 条の第三者の機関の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(組織)

第 17 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。ただし、男女いずれかの一方の委員の数は、10 分の 6 を超えないものとする。

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 18 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 19 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、別に定める場合にあつては、非公開とすることができる。

(関係機関等への協力要請)

第 20 条 審議会は、必要に応じて関係機関、事業者その他の委員以外の者に対し、審議会への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(2) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円

滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の

資料編

長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則

(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成 13 年 1 月 6 日)

1 略

2 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するものの

ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正・令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等 (第 2 条の 2・第 2 条の 3)

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等 (第 3 条一第 5 条)

第 3 章 被害者の保護 (第 6 条一第 9 条の 2)

第 4 章 保護命令 (第 10 条一第 22 条)

第 5 章 雑則 (第 23 条一第 28 条)

第 5 章の 2 補則 (第 28 条の 2)

第 6 章 罰則 (第 29 条・第 30 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの

身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示

罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22

年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並び

に第 18 条第 1 項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第 2 号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して 6 ヶ月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して 2 ヶ月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項

並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。) と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条の 2 第 1 項 の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合においては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した

場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3ヶ月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2ヶ月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4

号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方においては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発

を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することがで

きる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

(平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則

(平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則

(平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定公布の日

(2) 第2条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(3) 第2条中児童福祉法第12条の改正規定（同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。）及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正：令和元年 6 月 5 日法律 24 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
 - 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
 - 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
 - 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）
 - 第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
 - 第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他

の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画

（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、

厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の

職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。
(1) 第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。
(2) 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
(3) 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
(5) 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する

旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について

指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に

周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも 1 回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 20 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第 8 条第 7 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 21 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生

活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 2 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 10 条第 2 項(第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に一条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- (2)・(3) 略
- (4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第

76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年6月5日法律第24号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定め

る日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 用語解説

ア行	
S N S (P69)	Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の頭文字で、人と人との社会的なつながりを維持・促進する会員制のオンラインサービス。代表的なものとして、Facebook、Twitter、LINE などがある。
S D G s (P13、14、15)	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択され、令和 12 (2030) 年を期限に国際社会全体が取り組む開発目標。「誰一人取り残さない」世界を目指し、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。
N P O (P27)	Non-Profit Organization の略で「民間非営利組織」等と訳される。継続的、自主的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。
M字カーブ (P22、49)	日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。
L G B T (P5、25、38、39、40、66、82、89)	L がレズビアン (Lesbian 女性同性愛者)、G がゲイ (Gay 男性同性愛者)、B がバイセクシュアル (Bisexual 両性愛者)、T がトランスジェンダー (Transgender 身体的性別と性自認が一致しない人)、それぞれ多様な性自認及び性的指向の代表的な 4 つのセクシュアリティの頭文字をとった総称で、性の多様性を表す言葉。
カ行	
キャリア (P46、53、54、87)	経験を通して、能力を蓄積していく過程の概念。働くことにかかわる過程や生き方そのものを指す。
ゲートキーパー (P41、83)	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応 (悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る) を図ることができる人。
江東きっずクラブ (P16、46、85)	江東区の放課後こども教室と放課後児童クラブの連携・一体型事業の総称。区内の小中学校及び義務教育学校 (全 46 校) で実施し、小中学校内の空き教室等において、自主的な遊び・学びの場を提供している。登録内容には、A 登録 (1 年生から 6 年生を対象とする居場所提供事業・定員なし) と B 登録 (1 年生から 3 年生を対象とする学童クラブ機能・定員あり) があり、B 登録については小中学校内クラブのほか、学校外クラブ (児童館等) がある。

固定的（な）性別役割 分担意識 (P5、25、31、33、34、 37、82)	男性・女性という性別を理由に、役割を固定的に分けること。例えば、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、社会的・文化的につくられてきた固定的な性別役割分業観に沿って、男性・女性の役割を決めている例が見られる。
合計特殊出生率 (P19)	1年間における15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む平均子ども数に相当する。
サ行	
ジェンダー (P5、13、34、)	性別役割分担意識等に見られる、社会的・文化的に形成された性別に対する考え方。生物学的な性別を意味するセックスに対する言葉。
スクールカウンセ ラー (P37、82)	臨床心理士など児童・生徒の心理に関して高度な知識・経験を有する者。心の専門家として、児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言を行う。
スクールソーシャル ワーカー (P37、82)	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
ストーカー (P14、15、69)	同一の者に対し、つきまとい行為等を繰り返して行う人のこと。平成12(2000年)に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー行為規制法)」では、恋愛感情などの好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者または家族等に対して行う「つきまとい等」の行為を規定し、その行為に対する警告や禁止命令等の措置や被害者の援助について定めている。
性自認 (P5、15、31、40)	自分自身が認識する性別を表す言葉。「心の性」ともいう。
性的指向 (P5、15、31、40)	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表す言葉。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両性に向かう両性愛を指す。
性的マイノリティ (P5、25、38)	多様な性のうち「出生時に判定された性（身体的性別）と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人たちのことを示す総称。セクシュアル・マイノリティ、性的少数者ともいう。
セクシュアリティ (P5、38、40、82)	性の概念の一つで、セックス、ジェンダーの枠組みだけでは捉えきれない広範な性のあり方。性欲、性行動、性意識といった性にかかわる現象、行動、傾向などを総称することば。
セクシュアル・ハラス メント (P27、28、69、71、 76、94)	相手の意に反した性的な言動で、相手の性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為のこと。男女雇用機会均等法の改正で、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられている。

タ行	
男女共同参画社会 (P3、5、6、13、16、25、27、31、62、73、75)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができて、共に責任を担うべき社会のこと。
男女共同参画フォーラム (P27、57、75、88、92、93)	男女共同参画にかかわる学習活動団体が自主企画する、研究発表・情報交換の場。実行委員会形式で運営されるイベント事業。
男女混合名簿 (P34)	男女を分けずに 50 音順に並べる名簿のこと。日本では男子の名前だけを先に並べ、その後で女子の名前だけを並べる男女別名簿が一般的であった。男女別名簿は必要以上に性別を意識させ、生徒一人ひとりの個性を見えなくさせたり、入学から卒業まで常に「男が先、女は後」という考え方を固定化する点において、性差別的な側面を有すると言われている。男女混合名簿では、男女が並立していてどちらかの性が優先されるということはなく、諸外国では混合名簿が常識化している。
男女平等 (P6、7、13、15、16、25、28、31、33、34、35、36、37、52、81、82、86)	本計画における「男女平等」とは、日本国憲法第 14 条第 1 項「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」にあるような法律の下での平等を指す。
長寿サポートセンター（地域包括支援センター） (P72、92)	介護保険法に基づき設置される地域包括支援センターで、高齢者の地域における総合相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントなどを担う中核機関のこと。
デートDV (P27、62、65、89)	DV に対し、結婚していない恋人同士で起こる暴力のこと。
DV（ドメスティック・バイオレンス） (P3、6、7、13、14、16、27、28、62、64、65、66、69、89)	夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。

ナ行	
「2020年30%」目標 (P14)	政府が平成2(1990)年に国連ナイロビ将来戦略勧告において、意思決定の場における女性の参画の重要性が言及され示された国際的な目標数値や諸外国の状況を踏まえ、平成15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」とした目標で、国の第5次男女共同参画基本計画では、「2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める」となっている。これに基づき、本計画の評価指標である「区の管理職における女性の割合」(P7、74)の目標値を30%としている。
ハ行	
配偶者暴力相談支援センター (P14、15、16、66、68、89)	配偶者からの暴力に総合的に対処するための被害者支援機関で、相談、被害者の健康回復の支援、被害者とその家族の一時保護、自立生活支援等を行う。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」ができた当初は都道府県に設置が義務付けられていたが、平成19(2007)年の法改正では、区市町村も配偶者暴力相談支援センター機能を持つことが努力義務とされた。
ハラスメント (P6、7、27、28、69、70、71、76、91、94)	職場や学校などの継続的な(優位な)関係性を背景として、相手に精神的苦痛を与えたり、望まない行為の強制や嫌がらせをすること。
パルカレッジ (P26、57、75、88、92)	男女共同参画の視点を学び、生き方や家族・地域・社会とのかかわりについて仲間とともに考え、実践へとつなげる連続学習講座。修了生は、区審議会委員や区イベントの実行委員など、地域における男女共同参画の牽引役として活躍が期待される。
マルカート (P16、27)	男女共同参画のための広報紙。英語のPalにちなんだパルシティとイタリア語で1音1音をはっきり演奏することを示す音楽用語【マルカート/Malcato】を合わせて、一人ひとりの生き方を認め、心豊かな社会を推進する広報紙名とした。
パルシティ (P75、93)	仲間や友達を意味する英語の「Pal(パル)」と都市を表す「City(シティ)」を組み合わせた造語。「パルシティ江東」は、男女共同参画推進センター(男女共同参画を推進するための拠点施設。平成3年に「江東区女性センター」として開設され、平成16年の江東区男女共同参画条例制定に伴い現在の名称に改称された。)と消費者センターの機能を有する施設のこと。「パルシティまつり」は、「パルシティ江東」で開催される行事。

パワーハラスメント (P27、69、71、76、94)	地位や権力(パワー)を利用し、嫌がらせをすること。例えば、職場の上司が部下に対し、言葉や行動で継続的に部下の人格や尊厳を傷つける行為を行った結果、働く意欲を低下させたり、職場にいつらくさせるなどの不利益を与えることを言う。うつ病などメンタルヘルスの不調を引き起こす原因となることもある。
ポジティブ・アクション(積極的改善措置) (P52)	過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団(女性や少数民族など)に対して、政治や就学・就労などの参画の機会を確保するため割当て枠や目標値を設定するなど一定の範囲で特別な機会を提供することなどによって、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な優遇措置のこと。
マ行	
ミドルステイ事業 (P48、86)	保護者や家族が病気などで、自宅での介護が困難になった場合、対象となる心身障害者を、一定期間、施設で介護する。
メールマガジン (P33、75、76、81、93)	区民向けに発信している「男女共同参画通信『ぱるか〜とミニ♪』」、及び、区職員向けに発信している「パルシティ江東通信」のこと。
モラルハラスメント (P71)	言葉や態度等によって行われる精神的な暴力、嫌がらせのこと。他のハラスメントと異なり、精神的なダメージを与える行為に限る点の特徴。社会的立場や性別の優位がある関係性によらず、夫婦や同僚間など身近な人からの圧力を指す。
ヤ行	
要保護児童対策地域協議会 (P72、92)	児童の福祉・教育・保健医療機関等の関係者で構成し、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童及びその保護者に対する支援の内容に関して協議する。
ユニバーサルデザインまちづくり (P58、88)	「年齢・性別・国籍・能力などの違いを尊重しつつ、誰もが使いやすく安全で安心な環境をつくるため、住民と事業者及び自治体が協働で進めるまちづくり」のこと。
ラ行	
ライフスタイル (P31)	衣食住のあり方だけでなく、生活の様式や個人の生き方全般。
ライフステージ (P38、41、42)	人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活史上の各段階(幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等)のこと。

ワ行	
ワークショップ (P58、88)	参加者がグループによる自発的な討論や作業を行いながら、学びや創造、問題解決を目指す手法。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） (P6、7、14、16、26、42、46、48、49、51、54、84、87)	職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・個人のバランスの取れたライフスタイルのこと。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や個人生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会であり、誰もが仕事、子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす。

男女共同参画 KOTO プラン 2021
(第7次江東区男女共同参画行動計画)

令和3年3月

印刷物登録番号(2)74号

編集発行 江東区総務部男女共同参画推進センター
〒135-0011 江東区扇橋3-22-2 パルシティ江東
TEL 03-3647-1163



スポーツと人情が熱いまち

江東区